

# われらの学園

平成26年度



国立大学法人

## 茨城大学

Ibaraki University

# 授 業 時 間

【水戸地区・阿見地区】

| 講 時       | 開始時刻 ~ 終了時刻             |
|-----------|-------------------------|
| 第 1 講 時   | 8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0     |
| 第 2 講 時   | 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0   |
| < 昼 休 み / | 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 > |
| 第 3 講 時   | 1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0   |
| 第 4 講 時   | 1 4 : 4 0 ~ 1 6 : 1 0   |
| 第 5 講 時   | 1 6 : 2 0 ~ 1 7 : 5 0   |

【日立地区】

Aコース

| 講 時       | 開始時刻 ~ 終了時刻             |
|-----------|-------------------------|
| 第 1 講 時   | 8 : 5 0 ~ 1 0 : 2 0     |
| 第 2 講 時   | 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0   |
| < 昼 休 み / | 1 2 : 0 0 ~ 1 2 : 4 0 > |
| 第 3 講 時   | 1 2 : 4 0 ~ 1 4 : 1 0   |
| 第 4 講 時   | 1 4 : 2 0 ~ 1 5 : 5 0   |
| 第 5 講 時   | 1 6 : 0 0 ~ 1 7 : 3 0   |

Bコース

| 講 時     | 開始時刻 ~ 終了時刻           |
|---------|-----------------------|
| 第 6 講 時 | 1 7 : 3 5 ~ 1 9 : 0 5 |
| 第 7 講 時 | 1 9 : 1 0 ~ 2 0 : 4 0 |

## 「大学生活を楽しもう！」



**学長 池田 幸雄**

平成26年度の茨城大学・新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。全学を代表して心から歓迎致します。茨城大学では、学生が自由を謳歌し、有意義な学生生活を楽しめるようになっていきます。茨城大学には、いろいろな部活が用意されていて、学生は好きな部活を気楽に選ぶことができます。勉学も自由に出来ますし、教職員も大変親切です。皆さん、是非、この茨城大学で「大学生活」を十分に楽しんで下さい。

まず、皆さんは、なるべく多くの友達をつくるよう、心掛けるのが良いでしょう。あなた方の大学生活を豊かにするかどうかは、気の合う友達に恵まれるかどうかにかかっています。特に、親元を離れて水戸に下宿している場合が多いので、なおのこと、皆さんには「何でも話せる友達」が必要です。友達は「学生時代の宝」であるだけでなく、あなた方の「人生の宝」にもなります。

次に心掛けて欲しいのは、実家とのコミュニケーションを常に密にして下さい。1ヶ月に1回以上は連絡するのが好ましいと思います。昔は「便りのないのは良い便り」と云いましたが、現在では、携帯電話が普及して、簡単に連絡を取ることができます。「便りのないのは無精の証拠」です。

一方、大学の先生とのコミュニケーションも大切です。ほとんどの授業には、オフィス・アワーが設けられており、学生がその授業について自由に相談できるようになっています。素朴な質問でも結構です。とにかく、納得するまで、質問して下さい。茨城大学の先生は、親切に分かり易く教えてくれるでしょう。

次に、茨城大学の水戸キャンパスを楽しんでみませんか？水戸キャンパス

には、意外といろいろな樹木があります。しかも、代表的な樹木にはネームプレートが示されています。皆さんは、犬と猫の区別ができると思いますが、杉と松の区別はわかりますか？ キャンパスには「ヒマラヤ杉」がありますが、名にたがえて、これはマツ科の樹木です。自分の目で確かめて下さい。キャンパスの西北端に「メタセコイア（あけぼの杉）」があります。これはスギ科の元祖のような樹木（生きた化石）で、中生代に恐竜がその葉を食べていました。生協の近くには立派な「いちよう」がありますが、これも「生きた化石」と云われており、他の大学の校章に使われています。茶碗蒸しによく入っている銀杏（ぎんなん）はこのいちようの「種」であって、「実」ではありません。この違いも考えてみましょう。その他、いろいろな樹木がありますので、是非、水戸キャンパスを隅から隅まで探検してみてください。

1つだけ、皆さんにお願いがあります。「思いやり」の心を、是非、身につけて下さい。それは難しいことではありません。あなたが「その人の立場」に立って考えれば、それだけで十分です。そうすれば、他人も「あなたの立場」に立って、考えてくれるでしょう。さすれば、あなたの「大学生活」は必ず明るくなるでしょう。

「大学生の時代」は、一生の人生のうちでも最も楽しく豊かな時代です。皆さんは、この茨城大学で、有意義で、悔いのない、楽しい「大学生活」を十分に満喫して下さい。茨城大学は、あなた方の「大学生活」を全面的に支援致します。

以 上

# 茨城大学憲章

茨城大学は、教職員と学生がともに茨城大学の公共の役割を深く理解し、それぞれの立場に応じた責任の下で、社会からの期待と要請に応えていくために、行動の指針として「茨城大学憲章」を制定します。

## 基本理念

茨城大学は、真理を探究し、豊かな人間性、高い倫理性と社会性をもった人間の育成と「知」の創造、蓄積、体系化および継承に努めます。多様な教育と高度な研究を展開し、世界の平和、人類の福祉ならびに自然との共生に貢献します。社会の変化に対応できるよう自己変革します。

## 教 育

未来を拓く学生が、自由に、自発的に行動できる学びの場として、また市民が継続して学習する場として、さまざまな学習の機会を保障します。人類の文化と社会や自然についての理解を深め、高い倫理観をもち、持続可能な社会と環境保全の担い手となる市民を育成します。豊かな人間性と幅広い教養をもち、多様な文化と価値観を尊重する国際感覚を身に付けた人間を育成します。学部教育では、大学のもつ総合力を生かして一貫した教養教育と専門教育を行います。専門知識と技能を修得し、自らの理想に基づいた将来設計ができる力と課題を探索し問題を解決する力を兼ね備えた人材を育成します。大学院教育では、幅広く豊かな学識と高度な専門知識と技能を身に付け、学術研究と科学技術の進歩に対応できる豊かな想像力をもった高度専門職業人と研究者を育成します。

## 研 究

研究が自由な発想と主体的な判断に基づいて自律的に遂行されることを保障し、研究環境の整備を行い、卓越した「知」の創造に努めます。大学における研究が社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、高い倫理性をもって真摯に研究を行います。真理の探究に関わる基礎研究を充実するとともに、新しい学術分野や産業創出に繋がる組織的研究の育成に努めます。茨城大学が立地する地域の自然的資源および社会的資源を生かした独創的な研究を組織化し、世界的な研究拠点の形成に努めます。創造的研究の継承と発展のために、未来を担う若手教員と大学院生の研究を積極的に支援します。

## 地域連携と国際交流

市民や社会から信頼される大学であるために、大学の情報を広く発信し、大学への期待や要請の把握に努めます。市民、自治体、教育界、高等教育研究機関、経済産業界等と連携した教育と研究を推進します。教育研究の成果を積極的に社会に還元し、地域の教育と文化の向上、環境保全、産業振興、社会の発展に寄与します。教育と研究の成果を広く国際社会に向けて発信するとともに、学生や教職員の国際的な交流と共同研究を行い、国際水準の教育と学術研究の推進およびその成果の共有に努めます。アジア地域を中心とした国際社会から信頼される学術と文化の交流拠点となることを目指します。

## 運 営

教職員および学生の協働と自治の下で大学の運営を行います。基本的人権を守り、男女が等しく大学の運営に参画できる条件を整備します。計画的な組織整備と教職員の研修を行い、社会の変化に柔軟に対応できる運営体制を整えます。安全と健康に配慮したキャンパスづくりと環境緑化に努めます。教育、研究、地域連携、国際交流、財務および経営について自己点検評価し、結果を公表するとともに大学改革に適切に反映させます。

# 茨城大学学生行動規範

## 第1 基本

- ① 茨城大学の公共の役割を深く理解し、地域社会から支持される大学の一員であることを自覚し積極的に社会に関わって行動します。
- ② 一人ひとりの人格を尊重し、正当な理由なく相手が不快に感ずるような行為をしません。
- ③ 法令や規則等を遵守し、社会のルールに反する行為をしません。

## 第2 学習・研究

- ① 勉学に励み、真理を探求し、自から研鑽して豊かな人間性、高い倫理観、幅広い教養を身に付け、高度で専門的な知識・技能を修得します。
- ② 知の共同体に集うものとして、これまで大学が継承・蓄積してきた知に対して敬意を払います。
- ③ 研究活動においては、社会からの信頼と負託を受けていることを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動します。

## 第3 学生生活

- ① 大学及び地域社会等の活動に積極的に参加し、豊かな人間関係を築きます。
- ② 学生の本分を守り、健全な学生生活を習慣とし、からだと心の健康を維持します。
- ③ 公序良俗に反する団体や悪質な商法の勧誘はきっぱりと断ります。
- ④ 有意義で悔いのない楽しい大学生活を送るため、「読んで良かった安全な学生生活」の実践に取り組みます。

# 平成 26 年度 茨城大学 学年暦

| 事 項       | 月 日                                 | 学 生 関 係 行 事  |
|-----------|-------------------------------------|--|
| 学 年 開 始   | 4 月 1 日 (火)                         | ○保護者説明会<br>4 月 8 日 (火)   |
| 学 年 始 休 業 | { 4 月 1 日 (火)<br>}<br>4 月 2 日 (水)   | ○新入生オリエンテーション関係<br><br>・履修ガイダンス<br>4 月 8 日 (火)～10 日 (木)  |
| 入 学 式     | 4 月 8 日 (火)                         | ・留学生全体ガイダンス<br>4 月 10 日 (木)  |
| 前学期授業開始   | 4 月 11 日 (金)                        | ・新入生定期試験(工学部Bコースを除く)<br>4 月 11 日 (金)～17 日 (木)  |
| 新入生授業開始   | 4 月 11 日 (金)                        |  |
| 創 立 記 念 日 | 5 月 31 日 (土)                        | ○各学部履修ガイダンス等(2年以上)<br>水戸地区 4 月 3 日 (木)<br>～10 日 (木)<br>日立地区 4 月 10 日 (木)<br>(但し、編入学生は<br>4 月 9 日 (水))<br>阿見地区 4 月 3 日 (木)  |
| 前 学 期 試 験 | { 7 月 31 日 (木)<br>}<br>8 月 6 日 (水)  |  |
| 補 講       | { 8 月 7 日 (木)<br>}<br>8 月 8 日 (金)   | ○ 定期健康診断<br>・人文学部、教育学部、理学部<br>(水戸地区)<br>[4 年次]<br>4 月 7 日 (月)～10 日 (木)※8 日除く<br>[2、3 年次]<br>4 月 2 日 (水)～4 日 (金)<br>・工学部 (日立地区)<br>4 月 7 日 (月)～10 日 (木)※9 日除く<br>・農学部 (阿見地区)<br>4 月 8 日 (火)、<br>9 日 (水)※午前中 |
| 前学期授業終了   | 8 月 8 日 (金)                         |  |
| 夏 季 休 業   | { 8 月 9 日 (土)<br>}<br>9 月 30 日 (火)  | ○ 新 歓 祭<br>4 月中旬   |
| 後学期授業開始   | 10 月 1 日 (水)                        | ○ 体 育 祭<br>6 月下旬   |
| 授 業 終 了   | 12 月 24 日 (水)                       | ○ 大 学 祭<br>茨苑祭 11 月 15 日 (土)、<br>11 月 16 日 (日)<br>こうがく祭 6 月 1 日 (日)<br>鋤耕祭 11 月 1 日 (土)、<br>2 日 (日)  |
| 冬 季 休 業   | { 12 月 25 日 (木)<br>}<br>1 月 5 日 (月) |  |
| 授 業 開 始   | 1 月 6 日 (火)                         |  |
| 後 学 期 試 験 | { 2 月 4 日 (水)<br>}<br>2 月 10 日 (火)  |  |
| 補 講       | { 2 月 12 日 (木)<br>}<br>2 月 16 日 (月) |  |
| 後学期授業終了   | 2 月 23 日 (月)                        |  |
| 春 季 休 業   | { 2 月 24 日 (火)<br>}<br>3 月 31 日 (火) |  |
| 卒 業 式     | 3 月 24 日 (火)                        |  |
| 学 年 終 了   | 3 月 31 日 (火)                        |  |

(注) 1. 上記の定期試験・補講については、学部によって期間を変更することがある。  
 2. 5 月 2 日 (金) 「振り替え火曜日」として火曜日の時間割で授業を行う。  
 7 月 23 日 (水) 「振り替え月曜日」として月曜日の時間割で授業を行う。  
 10 月 16 日 (木) 「振り替え月曜日」として月曜日の時間割で授業を行う。  
 11 月 5 日 (水) 「振り替え月曜日」として月曜日の時間割で授業を行う。  
 11 月 25 日 (火) 「振り替え月曜日」として月曜日の時間割で授業を行う。  
 12 月 24 日 (水) 「振り替え金曜日」として金曜日の時間割で授業を行う。(日立は補講日)



# 目次

授業時間  
学長あいさつ  
大学憲章  
茨城大学学生行動規範  
平成26年度茨城大学学年暦

## 1. 学生対応窓口

|                   |   |
|-------------------|---|
| (1)学生センター（学務部）    | 1 |
| (2)各学部の学務係        | 1 |
| (3)学生窓口案内図（水戸地区）  | 2 |
| (4)学生センター（学務部）配置図 | 3 |
| (5)諸手続            | 4 |

## 2. 学生生活

|                  |    |
|------------------|----|
| (1)学生担任制         | 11 |
| (2)指導教員制         | 12 |
| (3)相談窓口          | 12 |
| (4)学生証           | 13 |
| (5)各種証明書の発行      | 14 |
| (6)身分異動等         | 15 |
| (7)懲戒            | 15 |
| (8)連絡及び情報提供等     | 15 |
| (9)経済支援          | 17 |
| 1)授業料の額・納入       | 17 |
| 2)授業料の免除         | 17 |
| 3)授業料の徴収猶予及び月割分納 | 18 |
| 4)奨学金制度          | 19 |
| 5)教育ローン          | 22 |
| 6)学生寮            | 23 |
| 7)アパート・下宿・貸間     | 24 |
| 8)アルバイト          | 24 |
| (10)福利施設         | 27 |
| (11)交通規制         | 29 |
| (12)一般的注意事項      | 30 |

## 3. 課外活動

|              |    |
|--------------|----|
| (1)学生の諸活動    | 33 |
| (2)課外活動用具の貸出 | 34 |
| (3)課外活動施設    | 34 |

|                 |    |
|-----------------|----|
| (4) 学生表彰        | 40 |
| (5) スポーツ安全保険制度  | 40 |
| (6) 課外活動中の事故防止  | 40 |
| (7) 飲酒事故の防止について | 41 |
| (8) ボランティア活動    | 41 |
| (9) 主な課外活動団体    | 42 |

#### 4. 健康管理

|              |    |
|--------------|----|
| (1) 保健管理センター | 43 |
| (2) 保険制度     | 46 |

#### 5. 国際交流

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) 本学で学ぶ外国人留学生              | 49 |
| (2) 交換留学                     | 49 |
| (3) 短期海外語学研修                 | 51 |
| (4) 本学と学術・学生交流協定を締結している外国の大学 | 52 |

#### 6. 諸規則

|              |    |
|--------------|----|
| 茨城大学学則（抄）    | 53 |
| 茨城大学大学院学則（抄） | 66 |

#### 7. 大学の位置及び配置図等

|                   |    |
|-------------------|----|
| (1) 茨城大学の所在地      | 79 |
| (2) 茨城大学の位置及び交通案内 | 80 |
| (3) 水戸地区配置図       | 82 |
| (4) 日立地区配置図       | 83 |
| (5) 阿見地区配置図       | 84 |
| (6) バリアフリーマップ     | 85 |
| (7) 水戸キャンパス案内マップ  | 88 |

#### 校歌

茨城大学校歌

#### 校章、ロゴ・マーク

茨城大学校章

茨城大学ロゴ・マーク

## 1. 学生対応窓口

- (1) 学生センター（学務部）
- (2) 各学部の学務係
- (3) 学生窓口案内図（水戸地区）
- (4) 学生センター（学務部）配置図
- (5) 諸手続

# 1. 学生対応窓口

学生のみなさんの修学や学生生活全般にわたる指導や助言等を行うため、次のとおり学生対応の窓口があります。

## (1) 学生センター（学務部）

学生センター（学務部）は、学生のみなさんが充実した明るい学園生活を送ることができるよう、修学及び学生生活についての指導や助言等を行っています。

その業務は、教務（主に教養教育）・公開講座・課外活動・学生相談・学生寮・授業料免除・奨学援助・就職相談・留学支援及び入試に関すること等、学生生活すべてに関係すること等、多岐にわたっています。

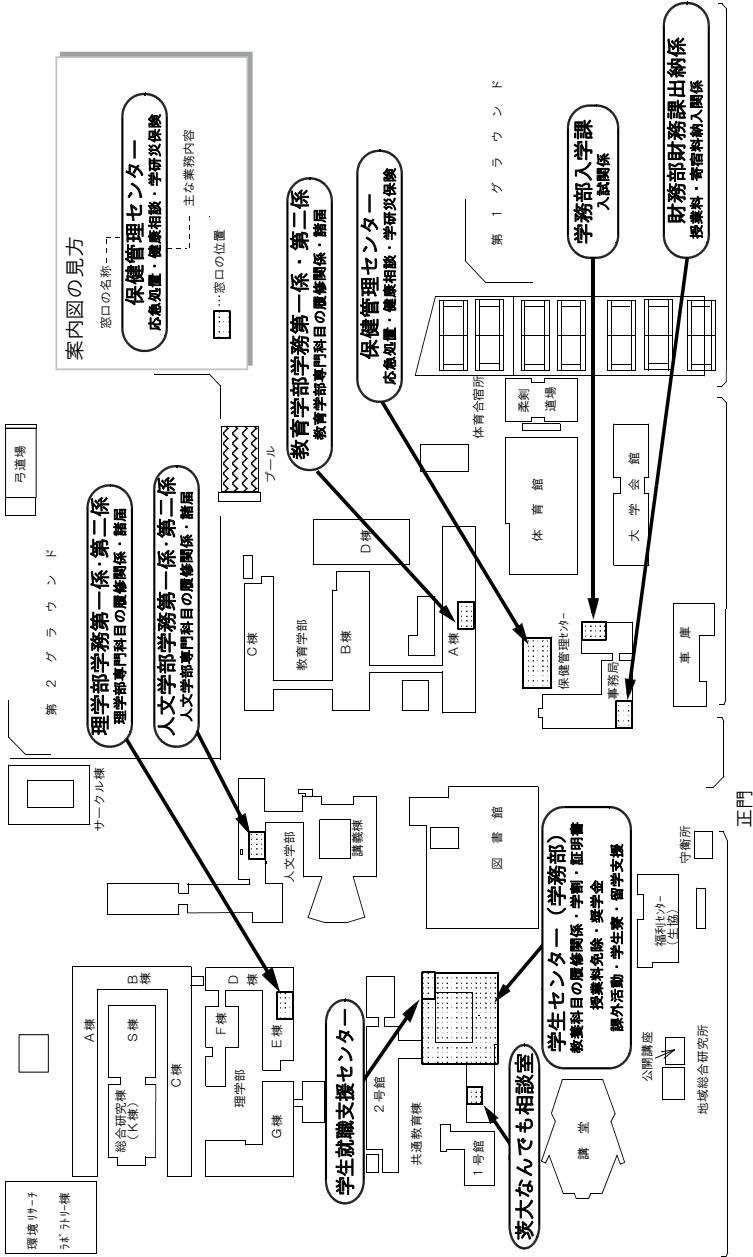
学生生活の中で、分からないことや困ったこと等がある場合には、茨大なんでも相談室や各課窓口に遠慮なく相談してください。

なお、学期中の窓口の受付時間は、平日（月～金）の午前8時30分から午後6時までです。但し、各休業期間中は午前8時30分から午後5時15分までとなります。土・日曜日、国民の祝日、年末年始及び本学の一斉休業日は休業日です。

## (2) 各学部の学務係

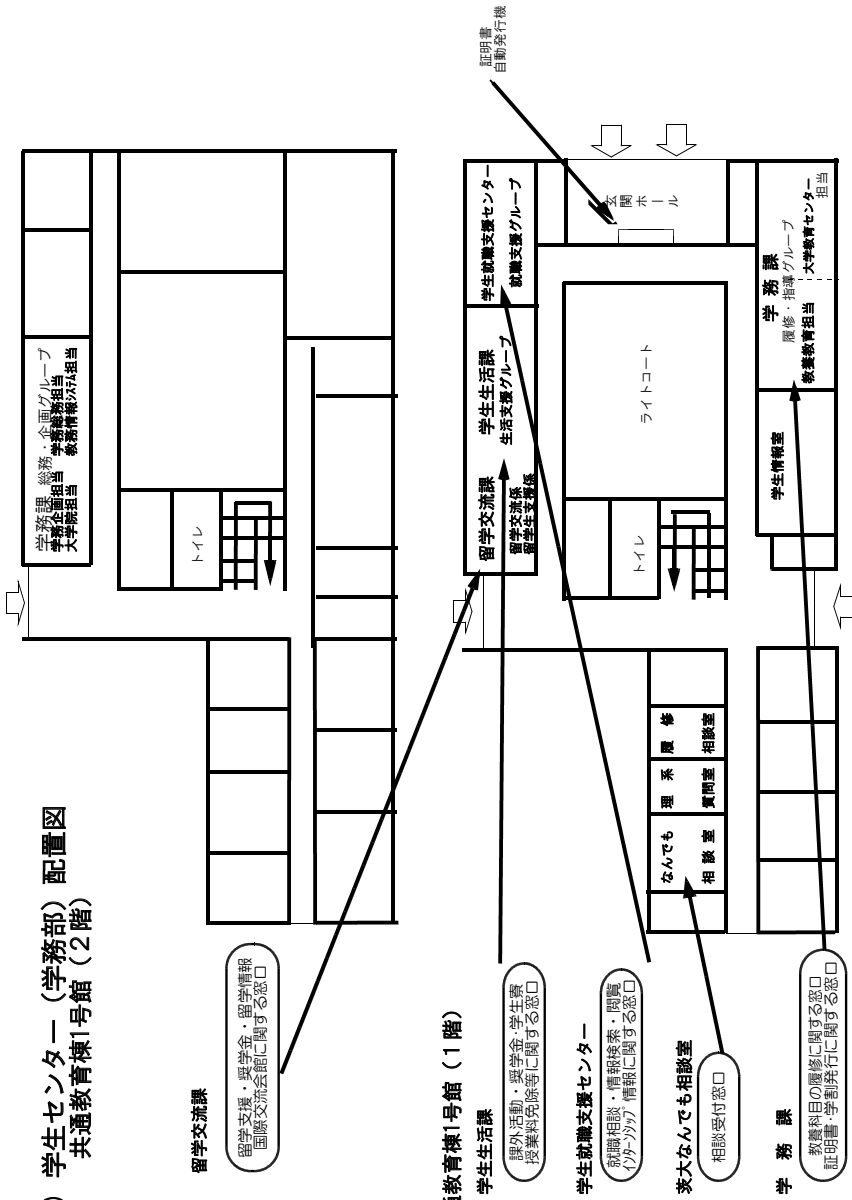
各学部の学務係は、教務（主に専門教育）に関係することや様々な生活問題等について、学務部と協力・連携しながら指導や助言等を行っています。

(3) 学生窓口案内図 (水戸地区)



《平成26年4月1日現在》

(4) 学生センター(学務部) 配置図  
共通教育棟1号館(2階)



留学文流課

留学支援・奨学金・留学情報  
国際交流本部に関する窓口

共通教育棟1号館(1階)

学生生活課

課外活動・奨学金・学生課  
授業料免除等に関する窓口

学生就職支援センター

就職相談・情報検索・履歴  
シカゴアップ情報に関する窓口

英なんでも相談室

相談受付窓口

学務課

教養科目の履修に関する窓口  
証明書・学部発行に関する窓口

《平成26年4月1日現在》

## (5) 諸手続

### 《授業の履修》

#### ○授業科目の履修や欠席、試験についての相談があるとき

- ☞教養科目は学務部学務課履修・指導グループ教養教育担当
- ☞専門科目は所属の学務係（工・農の1年次は学務課履修・指導グループ教養教育担当）

4月の履修ガイダンスに必ず出席し、「履修案内」等を熟読してください。

### 《身分異動》

#### 身分異動に係る問い合わせ先

- ☞所属学部学務係（工・農の1年次は学務課履修・指導グループ教養教育担当）

#### ○休・退学、復学する

2か月以上休学する場合や、休学中で復学する場合及び退学する場合は必ず問合せてください。

#### ○本人及び保証人の氏名、住所等が変わった

改姓・住所変更・保証人の変更等、入学時に提出した書類の内容に変更が生じたときには、その都度届け出てください。

#### ○転学部、転学科、他大学への転学を希望する

転学部・転学科については、選考の上、許可されることがあります。  
希望する場合は、転学部先の学務係に確認してください。  
他大学への転学については、出願前に上記窓口にご相談してください。

### 《学生の相談関係》

#### ○個人的な相談があるときは（12～13ページ参照）

- ☞茨大なんでも相談室（日立地区・阿見地区には分室があります）

茨大なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じています。困っていること、悩んでいることがあれば、気軽に相談してください。相談内容に応じて、より適切な相談者を紹介します。相談者のプライバシーは堅く守りますので安心してください。

### 《学生証、各種証明書の申請関係》

#### ○学生証を紛失、汚損してしまったときは（13ページ参照）

- ☞学務部学務課履修・指導グループ大学教育センター担当

#### ○学割証や各種証明書が必要なときは（14ページ参照）

- ☞水戸地区…学務部学務課履修・指導グループ大学教育センター担当又は所属

学部の学務係

☞ 日立地区…工学部学務第一係

☞ 阿見地区…農学部学務係

証明書自動発行機による場合はその都度発行、それ以外は3日前までに申請が必要です。

## 《授業料・奨学金関係》

### ○授業料の納入に関しては（17ページ参照）

☞ 財務部財務課出納係

1年次前期分授業料は、銀行振込で納入していただきます。1年次後期分から口座振替での納入となります。

所定の期日までに授業料が納入されない場合には、学則の規定により除籍となりますので、十分注意してください。

### ○授業料免除、徴収猶予又は月割分納を申請するときは（17～19ページ参照）

☞ 水戸地区…学務部学生生活課生活支援グループ

☞ 日立地区…工学部学務第二係

☞ 阿見地区…農学部学務係

### ○奨学金を受けたいときは（19～22ページ参照）

☞ 水戸地区…学務部学生生活課生活支援グループ

☞ 日立地区…工学部学務第二係

☞ 阿見地区…農学部学務係

## 《トラブル関係》

### ○学内で忘れ物・落とし物をしたときは（30ページ参照）

☞ 学務部学務課履修・指導グループ教養教育担当、各学部の学務係及び学務部学生生活課生活支援グループ

・学務部学務課履修・指導グループ教養教育担当、各学部の学務係、学務部学生生活課生活支援グループには届けられた忘れ物・落とし物が保管してありますので、心当たりがある場合は各窓口にお問い合わせください。

・携帯電話・カード等については、各関係機関へも直ちに連絡してください。

### ○学内で落とし物を拾ったときは（30ページ参照）

☞ 学務部学務課履修・指導グループ教養教育担当、各学部の学務係及び学務部学生生活課生活支援グループ

### ○学内で盗難にあったときは（31ページ参照）

☞ 所属学部の学務係または学務部学生生活課生活支援グループ



### ○学内・学外で事件・事故に遭ったときは（31～32ページ参照）

- ☞警察（110番）へ連絡、その後所属学部 of 学務係または学務部学生生活課生活支援グループ

学内・学外で事件・事故に遭った場合は、警察に通報した後、所属学部 of 学務係又は学務部学生生活課生活支援グループへも届け出てください。

#### ・ケガ人がいるときは

1. 保健管理センター（029-228-8082）に連絡する。  
（救急車の要請は、119番へ）
2. 所属学部 of 学務係又は学務部学生生活課生活支援グループに連絡する。

#### ・ケガ人がいないときは

所属学部 of 学務係または学務部学生生活課生活支援グループに連絡する。

- ・休日・時間外等で職員がいない場合は、守衛所へ連絡する。

### 《課外活動関係》

#### ○サークルをつくるときは

#### ○学内外で行事を行うときは

#### ○試合や大会に参加するときは

#### ○掲示を貼ったり、立看板をたてるときは

#### ○課外活動等で、物品を借りたいときは

#### ○学内の体育施設を利用するときは

#### ○大子合宿研修所を利用するときは

#### ○草津セミナーハウス（群馬大学所管）や、 筑波大学山中共同研修所を利用するときは

#### ○ボランティア活動を行うときは

#### ○学生会館（茨苑会館）を利用するときは（37ページ参照）

- ☞学生会館（茨苑会館）事務室

- ☞水戸地区…学務部学生生活課生活支援グループ
- ☞日立地区…工学部学務第二係
- ☞阿見地区…農学部学務係  
（33～42ページ参照）

### 《健康・保険関係》

#### ○ケガや病気の治療、健康に関する相談は（43～47ページ参照）

- ☞水戸地区…保健管理センター
- ☞日立地区…保健管理センター日立分室
- ☞阿見地区…保健管理センター阿見分室

#### ○ケガで通院・入院したときは

- ☞水戸地区…保健管理センター
- ☞日立地区…工学部学務第二係

☞阿見地区…農学部学務係

学生教育研究災害傷害保険の加入者には、一定の条件を満たした場合は保険金が支払われるので、通院や入院をしたときは速やかに上記窓口へ届け出てください。

**○体重や身長、血圧などを測りたいときは（45ページ参照）**

- ☞水戸地区…保健管理センター
- ☞日立地区…保健管理センター日立分室
- ☞阿見地区…保健管理センター阿見分室

測定の種類によっては、予約を必要とすることもあります。上記窓口で確認してください。

**《その他学生生活関係》**

- |  |   |   |
|--|---|---|
| <p>○学生寮への入寮を希望するときは<br/>（23～24ページ参照）</p> <p>○アパート・下宿・貸間を探すときは<br/>（24ページ参照）</p> <p>○アルバイトを探すときは<br/>（24～25ページ参照）</p> | } | <ul style="list-style-type: none"> <li>☞水戸地区…学務部学生生活課<br/>生活支援グループ<br/>又は茨城大学生生活協同組合</li> <li>☞日立地区…工学部学務第二係</li> <li>☞阿見地区…農学部学務係</li> </ul> |
|--|---|---|

下宿・アパートやアルバイトの情報については、上記窓口で閲覧することができます。なお、水戸地区の下宿・アパート情報は茨城大学生生活協同組合で閲覧することができます。

日立地区吼洋寮、阿見地区霞光寮への入寮を希望する工・農学部1年次生は、学務部学生生活課生活支援グループまで問い合わせてください（寮生募集については掲示でお知らせしますので、掲示板を注意して見てください）。

**○自動車での入構を希望するときは（29～30ページ参照）**

- ☞水戸地区…学務部学生生活課生活支援グループ
- ☞日立地区…工学部学務第二係
- ☞阿見地区…農学部学務係

自動車入構許可の基準については、29～30ページを参照のうえ、上記窓口で確認してください。

主な諸手続きについては以上のとおりですが、不明なことがありましたら下記学生対応窓口へ問い合わせてください。

| 学生対応窓口の連絡先    |                              |
|---------------|------------------------------|
| 学務部学務課履修・指導G  | 029-228-8415・8416 (教養教育)     |
| 学務部学務課履修・指導G  | 029-228-8065・8414 (大教センター)   |
| 学務部学生生活課生活支援G | 029-228-8055 (学生寮)           |
| 学務部学生生活課生活支援G | 029-228-8060・8570 (課外活動)     |
| 学務部学生生活課生活支援G | 029-228-8067 (免除) 8059 (奨学金) |
| 学務部学生生活課就職支援G | 029-228-8797                 |
| 学務部留学交流課留学交流係 | 029-228-8056                 |
| 大学会館(茨苑会館)事務室 | 029-228-8590                 |
| 財務部財務課出納係     | 029-228-8561                 |
| 人文学部学務第一係     | 029-228-8106                 |
| 人文学部学務第二係     | 029-228-8102                 |
| 教育学部学務第一係     | 029-228-8207                 |
| 教育学部学務第二係     | 029-228-8204・8208            |
| 理学部学務第一係      | 029-228-8335                 |
| 理学部学務第二係      | 029-228-8332                 |
| 工学部学務第一係      | 0294-38-5009・5010・5223       |
| 工学部学務第二係      | 0294-38-5011                 |
| 農学部学務係        | 029-888-8519・8522・8520       |
| 茨大なんでも相談室     | 029-228-8595・5410            |
| 留学生センター       | 029-228-8794・8436・8124       |
| 学生就職支援センター    | 029-228-8828                 |
| 保健管理センター      | 029-228-8082                 |
| 保健管理センター日立分室  | 0294-38-5019                 |
| 保健管理センター阿見分室  | 029-888-8529                 |

### ルールを守って快適キャンパスライフ

- 大学構内に限らず一般道を自転車で走行する際には、必ず交通ルールを遵守し安全走行を心がけましょう。また、夕暮れ時や夜間は安全のため、必ずライトを点灯しましょう。
- 大学構内に自転車やバイクを駐輪するときには、安全のため必ず指定された駐輪場に駐輪しましょう。
- 大学構内へ自動車やバイクで入構するためには許可が必要です。  
※ P29(11) 交通規制を参照
- 夜間の帰宅時などは街灯のある大通りを通行し、一人歩きは極力控えましょう。
- ゴミのポイ捨て禁止。ゴミは必ず分別して所定のゴミ箱へ捨てましょう。
- 大学構内の建物内は、全て禁煙です。なお、20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。
- イッキ飲み、無茶な飲酒、飲酒の強要は絶対にやめましょう。なお、20歳未満の飲酒は法律で禁じられています。
- 社会人としての自覚を持ち、他人に迷惑をかけることがないように行動しましょう。

## 2. 学生生活

- (1) 学生担任制
- (2) 指導教員制
- (3) 相談窓口
- (4) 学生証
- (5) 各種証明書の発行
- (6) 身分異動等
- (7) 懲戒
- (8) 連絡及び情報提供等
- (9) 経済支援
- (10) 福利施設
- (11) 交通規制
- (12) 一般的注意事項

## 2. 学生生活

### (1) 学生担任制（所属学部の学務係又は学務課履修指導G）

みなさんは、前途に大きな希望を抱いて茨城大学に入学されたことと思います。しかし、これから学生生活を送る上で、迷ったり悩んだりすることもあるでしょう。みなさんがさまざまな問題に直面したとき、それを自分自身の力で解決しようと努力することはとても大切なことですが、自分の努力だけでは解決できない問題について一人で悩んでいて時間と労力を消耗するのは好ましいことではありません。そのような時には、教員に助言を求め、その助言を参考にして解決の方向を探るのが賢明なやり方といえるでしょう。

本学では、学生生活をより豊かに過ごしてもらうために、これらの悩みなどの解決に必要な助言を与えるための体制として、学生担任制を設けています。

この制度は、授業の履修に関することや、大学生活に関することをはじめ、休学・退学、授業料免除及び転学部・転学科等の申請、並びに本学在籍中に他大学を受験する場合等において、担任教員から助言を受けることができるシステムとなっていますので、気軽に相談してください。こうした相談内容は他に漏らすようなことは決してありませんのでご安心ください。

この担任教員は、学生が所属する学部の教員が担当することになっています。担任教員名は、入学後のオリエンテーションの際に説明があります。

なお、工学部及び農学部のみなさん（1年次）に対しては、所属する学部の正担任教員以外に、副担任として水戸地区学部の教員が指導を行います。

みなさんが担任教員と相談したい場合は、担任教員の都合を確認したうえで、相談に出向くようにしてください。教員の研究室等については、各学部の学務係で確認してください。

## (2) 指導教員制（所属学部 of 学務係又は学務課履修指導G）

各専門学部 of ゼミナールなど、専門科目を担当する教員が、指導教員として、専門的研究、特に卒業研究 of 指導を中心に、修学上 of 問題、就職 of 問題、更には個人的な生活上 of 問題等について助言・指導を行う体制が、指導教員制です。

## (3) 相談窓口（茨大なんでも相談室）

本学では、いろいろな困りごとや悩みごとについて自主的な解決を援助するため、学生相談体制を設けています。

例えば、次のような相談を受け付けています（基本的に、なんでもです。）。相談内容を聞いて、その内容に応じてより適切な相談者を紹介します。相談に訪れた学生 of 名前、相談内容については、一切外部に漏れることはありません。

- ・友人ができない。
- ・対人関係（異性関係）について悩んでいる。
- ・授業が理解できない、ついていけない、研究がうまく進まない。
- ・就職活動で困っている。
- ・入学料、授業料 of 免除、奨学金 of 受け方がわからない。
- ・他大学を受験したい。
- ・大学に行きたくない。留年、休学したい。
- ・先輩や教員とトラブルがある。
- ・いじめにあった。いじめにあっている人がいる。
- ・入学した学部・学科・専攻等が自分に合わないのので、転学部又は転学科したい。
- ・ハラスメントを受けた。ハラスメントを受けている人がいる。
- ・盗難にあった。痴漢にあった。
- ・交通事故にあった。交通事故を起こした。
- ・その他

相談は直接来談・電話・ファクシミリ・手紙でも受け付けます。

直接来談の場合、窓口 of 開設時間は次のとおりです。

《開設時間》

- ・ 茨大なんでも相談室（共通教育棟1号館東棟131号室）  
午前10時から午後5時まで（昼休みは13:00～14:00）  
電話・ファクシミリ：029-228-8595
- ・ 日立分室（管理棟1階保健室）（昼休みは12:00～13:00）  
午前9時30分から午後5時まで  
電話・ファクシミリ：0294-38-5017
- ・ 阿見分室（管理棟1階保健室）（昼休みは12:00～13:00）  
午前8時30分から午後5時まで  
電話・ファクシミリ：029-888-8528

※ 土・日曜日、国民の祝日、年末年始、本学の一斉休業日及び昼休みは休みです。

詳しいことは、別に配布するリーフレットを参照してください。

**(4) 学生証（学務課履修指導G）**

茨城大学学生の身分を証明するものが学生証であり、入学の際全員に交付されます。学生証は、必要なときいつでも提示できるよう常に携帯してください。

また、学生証には、次により学生番号が記載されています。

|    |   |      |   |
|----|---|------|---|
| 14 | L | 1001 | B |
| ①  | ② | ③    | ④ |

①は入学年度とし、西暦の下2桁を表しています。（例 2014は14）

②は学部記号とし、次の記号で表しています。

|         |         |        |
|---------|---------|--------|
| 人文学部……L | 教育学部……P | 理学部……S |
| 工学部……T  | 農学部……A  |        |

③は個人番号を表しています。

④は電算機処理のためのチェックデジットです。

学生番号は、入学した学部学科等に在籍している間は卒業するまで変わりません。履修科目の登録、試験の答案、証明書の発行等に必ず使用するので、覚えておいてください。

なお、学生証の記載事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出てください。また、学生証の紛失・破損等の理由で再交付を希望する場合は、所定の再交付願を提出してください。自己の責任による紛失・破損の場合は、



手数料（実費）がかかりますので、学生証の取扱いについては学生証裏面の注意事項をよく読み、十分気をつけてください。

※ E d y機能について

学生証にはE d y機能（非接触I Cカード技術「FeliCa」を利用した電子マネー）が搭載されています。

これは、事前にチャージ機により課金（50,000円上限）することにより、生協等で利用することができるものです。

なお、電子マネーは現金と同じ扱いとなりますので、学生証を紛失した場合は課金されている電子マネーは戻りません。卒業時には残金がないようにしてください。

**(5) 各種証明書の発行（学務課履修指導G）**

各種証明書（在学証明書・成績証明書・J R学割証・卒業見込証明書等）の発行については、各地区（キャンパス）に設置されている証明書自動発行機により即日交付されます。

《証明書自動発行機稼働時間》

授業期間：8時30分～18時00分（水戸・阿見キャンパス）

8時30分～19時30分（日立キャンパス）

休業期間：8時30分～17時15分

ただし、証明書自動発行機は、土・日曜日、国民の祝日、年末年始及び本学の一斉休業日は停止します。また、臨時に発行機を停止する場合がありますが、事前に掲示等でお知らせしますので、注意してください。

証明書自動発行機で発行できない「通学証明書」及び「J R通学定期乗車券発行証」の発行、並びに「実習用通学定期乗車券」の申請については、学務部学務課履修・指導グループ大学教育センター担当（工・農学部2年生以上は所属学部の学務係）に申し込んでください。

※ 実習用通学定期乗車券について

卒業単位の修得や教員免許取得のために、長期間にわたって大学以外の場所で実習を行う場合に適用される通学定期券です。実習開始日の1ヶ月前までに学務部学務課履修・指導グループ大学教育センター担当（工・農学部2年生以上は所属学部の学務係）へ申請してください。

## (6) 身分異動等（所属学部の学務係又は学務課履修指導G）

学生のみなさん及び保証人の住所や氏名等の変更、休学・復学・退学・転学部・転学科及び他大学への転学等については、所属学部の学務係又は学務部学務課履修・指導グループ教養教育担当に申し出て、所定の手続きを行ってください。

## (7) 懲戒（学生生活課生活支援G）

大学には、教育研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するために必要最小限の決まりとして学則をはじめとした種々の規則があります。

学生のみなさんがこれらの規則に違反した場合や、本学学生としての本分に反する行為を行った場合は、学則第50条の定めるところにより、懲戒処分（退学、停学及び訓告）が下されることがあります。

試験等における不正行為（カンニング等）や論文等の作成における学問的倫理に反する行為等も懲戒の対象となります。定期試験を受験するにあたっては、本学が定めている「茨城大学定期試験受験者心得」（「教養科目履修案内」及び各学部の履修要項等参照）をよく読んで試験に臨んでください。

学生としての本分を自覚し、自立した大学生活を送ってください。

## (8) 連絡及び情報提供等（所属学部の学務係等）

### 1) 掲示板

大学から学生のみなさんへの通知及び連絡は、所定の掲示板（正門横の中央掲示板、各学部及び共通教育棟掲示板、web連絡掲示板等）に掲示されます。

例えば、公示・通知・呼出・授業の休講・試験日程・授業料免除・奨学金に至るまで、重要なことがすべて掲示されます。

見逃した場合は、取り返しのつかないことにもなりかねませんので、1日1度は必ず掲示板を見るように心がけてください。

### 2) 広報誌

大学では学生のみなさんへの広報活動として、広報誌「C-mail」とニュースター「ローザ・ブルムラ」を4月と10月に発行しています。

#### ① C-mail

授業の履修、就職活動、留学、課外活動から生活情報まで、学生のみなさんにとって関心のある事柄を、学生の編集部員が主体となって

編集・制作している広報誌です。各学部の学務係及び学務部学生生活課生活支援グループの担当窓口等で配布しますので、自由に持ち帰り読んでください。

② ローザ・ブルムラ

1年次生を対象として、大学教育センターが発行しているニュースレターです。学務部学務課履修・指導グループの担当窓口で配布しますので、自由に持ち帰り読んでください。

**3) 郵便物**

大学に届いた各学部所属団体宛ての郵便物は、各学部の学務係で扱います。

なお、水戸地区公認学生団体（サークル）宛ての郵便物は、学務部学生生活課にある学生団体郵便受に配達されます。各団体の代表者は、1日1回は必ず確認してください。

**4) 学生センターの利用案内**

学生センター内のキャノピー広場、玄関ホール、ライトコートは、みなさんの課外活動で作成した作品の展示・発表・イベント企画のために使用することができます。

なお、利用するためには事前に申請する必要があります。詳しくは、学務部学務課総務・企画グループ学務総務担当で確認してください。

## (9) 経済支援（所属学部の学務係又は学生生活課生活支援G）

### 1) 授業料の額・納入

#### ① 授業料の額及び納期

平成26年度授業料の額及び納期は次のとおりです。

なお、在学中に授業料の改定が行なわれた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

#### ○授業料の額

| 区 分       | 前 期      | 後 期      | 年 額      |
|-----------|----------|----------|----------|
| 学部学生・大学院生 | 267,900円 | 267,900円 | 535,800円 |
| 工学部Bコース学生 | 133,950円 | 133,950円 | 267,900円 |
| 専 攻 科 学 生 | 136,950円 | 136,950円 | 273,900円 |

#### ○納入期限

前期（4月～9月分） 4月30日（水）までに納入

後期（10月～3月分） 10月31日（金）までに納入

#### ② 授業料の納入

授業料は前期・後期とも納入期限内に、1年次前期は銀行振込依頼書により、1年次後期以降は銀行口座振替により納入してください。授業料が納入されない場合は、休学・退学はできません。

また、授業料未納による督促及び催告をしても、なお、納入されない場合は、「除籍処分」となりますので、留意願います。

### 2) 授業料の免除

国立大学法人茨城大学における授業料免除制度は、経済的な理由によって授業料の納入が困難であり、かつ学業が優秀と認められる者等に対してその納入を免除することにより修学の継続を容易にするものです。

#### ① 対象者

対象者は次のとおりですが、この授業料免除は日本学生支援機構を始めとする各種奨学金の受給と重複して受けられますので、学務部学生生活課に相談してください。

(7) 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者。

(イ) 授業料免除申請基準日（前期分は4月1日・後期分は10月1日）の前6月以内（新入生については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の

災害を受けた場合などの特別な事情により、授業料の納入が著しく困難であると認められる者。

(ウ) 学長が相当と認める事由がある者。

② 願書の配布

中央掲示板、共通教育棟前の掲示板、各学部掲示板等で案内します。

なお、前期にあつては1月中旬に、後期にあつては7月中旬に授業料免除申請願書の配付時期についてお知らせしますので、掲示には十分注意してください。

③ 願書の提出期間

前期分：3月下旬～4月上旬（掲示により周知します。）

後期分：9月下旬～10月上旬（掲示により周知します。）

期限を過ぎた場合は、いかなる理由があつても受付しませんので、十分注意してください。

④ 申請の際の注意事項

(ア) 願書は、保証人氏名・住所欄を除き全て本人が記入してください。

(イ) 自分の世帯（家族）の収入状況を把握し、正確に記入するとともに、提出時にきちんと説明できるようにしておいてください。

なお、前期申請の場合、市町村等から交付される所得証明書が前々年のものとなることがありますが、あくまでも前年の所得状況を記入することになりますので、給与所得者は勤務先が発行した前年分「源泉徴収票」、自営業者（農業・商業・不動産業等）は前年分の「確定申告書」により所得状況を記入してください。

(ウ) 願書に添付すべき書類の中には、取り寄せるのに時間がかかるものがありますので、必要書類は早めに手配してください。

(エ) 願書記入等で不明な点があるときは、事前に学務部学生生活課生活支援Gに問い合わせ、書類を完備してから提出してください。

(オ) 書類不備の願書及び提出期限後の申請は一切受け付けませんので、特に注意してください。

3) 授業料の徴収猶予及び月割分納

経済的理由により授業料を納入期限までに納入することが困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者、その他やむ得ない事情と認められる者は、願出により徴収猶予又は月割分納が許可される制度があります。

なお、対象者、願書の配布、願書の提出時期及び申請の際の注意事項

は前記1) 授業料の免除と同じです。

| 種 別     | 納 入 期 限  | 納 入 額                 |
|---------|--|-----------------------|
| 延納の場合   | 前期分 9月15日まで<br>後期分 3月10日まで                           | 当該期分の全額               |
| 月割分納の場合 | 毎月15日まで<br>ただし、7月分及び8月分は、<br>7月10日まで、3月分は3月10<br>日まで | 授業料年額の12分<br>の1に相当する額 |

※ 提出書類及び納入期限等詳細については、学務部学生生活課生活支援グループ(029-228-8067(免除担当))にお問い合わせ願います。

#### 4) 奨学金制度

奨学金制度としては、日本学生支援機構の奨学金が主なものですが、そのほかにも地方公共団体や公益法人等の奨学金があります。

これらは、いずれも学業・人物ともに優秀で、かつ健康であって、経済的理由により修学が困難である者に対して、本人の願い出に基づき選考のうえ、貸与されます。

##### ① 日本学生支援機構

##### (7) 奨学金の種類と貸与月額（平成26年度入学者）

| 奨学金の種類 | 学 種                             | 貸 与 月 額                        |
|--------|---------------------------------|--------------------------------|
| 第一種奨学金 | 大学第一種奨学生                        | 自宅通学 3万円, 4万5千円から選択            |
|        |                                 | 自宅外通学 3万円, 5万1千円から選択           |
|        | 大学院第一種奨学生                       | 修士・博士前期課程<br>5万円, 8万8千円から選択    |
|        |                                 | 博士後期課程<br>8万円, 12万2千円から選択      |
| 第二種奨学金 | 大学第二種奨学生                        | 3万円、5万円、8万円、10万円、<br>12万円から選択  |
|        | 大学院第二種奨学生<br>(修士・博士前期課程、博士後期課程) | 5万円、8万円、10万円、13万円、<br>15万円から選択 |

○第一種：無利息

○第二種：卒業又は退学後、年3%（上限）の利息がつきます。

○入学時特別増額貸与：大学及び大学院の第1学年（編入学生は編入学年）において、奨学金の貸与を受ける者で月額に定額を増額して貸与を希望する者に対し、入学年月を始期

として10万円・20万円・30万円・40万円・50万円（利子付）を選択し、増額貸与を受けることができます。

○併用貸与：経済的理由により修学が困難である者に対して、本人の願い出に基づき、第一種奨学金及び第二種奨学金の両方の奨学金を併せて貸与することができます。

(イ) 奨学金貸与期間

貸与期間は、採用されたときから卒業するまでの最短修業年限（第一種緊急採用は、原則として採用年度末）ですが、休学した場合は奨学金の交付が休止されます。

貸与期間中は、原則として毎年1回奨学金継続願を提出することが義務付けられています。大学で決めた期間内の提出を怠るなど奨学生としてふさわしくないと本学で判断した場合、奨学金の交付を打ち切る（廃止）等の処置をします。

また、学業成績に関してですが、卒業延期が確定している（正規の修業年限である4年で卒業できない）場合は、原則として廃止の措置をとります。

(ウ) 奨学生の募集と出願

4月にそれぞれ掲示・本学のホームページ（※1）で案内します。募集の詳細は、それぞれの時期に掲示されますが、分からない点があれば学務部学生生活課生活支援係グループへ問い合わせてください。

※〔緊急採用・応急採用〕失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等又は、火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合は、随時に出願できます。

(イ) 奨学金の振込

奨学金は、毎月1回日本学生支援機構から奨学生本人の預金口座に当月分が振り込まれます。基本的に毎月11日ですが、土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前日の営業日に振り込まれます。

ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて振り込むことがあります。

(ウ) 奨学金の返還

日本学生支援機構の奨学金制度は、国からの借入金及び奨学生であった者からの返還金等を財源として運用されていますので、在学中貸与された奨学金は、貸与終了後、滞りなく返還してください。みなさんが奨学金の貸与を受けようとする場合は、このことを十分念頭

において出願してください。

なお、病気、失職その他やむを得ない事情がある場合には、願い出により一時返還が猶予されることがあります。

第一種奨学生に関わる教育・研究職に一定期間以上在職した場合の返還免除制度は、平成16年度以降採用者から廃止されました。

また、平成16年度大学院第一種奨学生採用者からはこれに代わる制度として、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した者には、貸与終了時に、学資金の全部または一部（半額）の返還が免除される制度があります。

詳しくは、各学部の学務係又は学務部学生生活課生活支援グループまで問合せ願います。

## ② 地方公共団体及び公益法人等

日本学生支援機構の他にも地方公共団体及び公益法人等が行っている奨学金制度があります。

これらの奨学事業団体の募集期間は4月～6月に集中しており、応募資格その他詳細についてはその都度掲示及び本学のホームページ（※1）にてお知らせします。

なお、この他にも大学には連絡が来ない団体があるので、機会があれば出身の都道府県又は奨学関係団体に直接照会しておくとういでしょう。

（※1）茨城大学奨学金・学費免除のページ

<http://kouseika.admb.ibaraki.ac.jp>



## ③ 本学独自の奨学金

本学では独自の奨学金として、下記の4つの奨学金制度を設けています。なお、これらの奨学金の募集は掲示により行いますので、常に掲示板を見るよう注意してください。

### ○ウエルシア関東育成奨学金

本学の学生で学部2年次以上の者（大学院生、専攻科生を含み、外国人留学生を除きます。）で、介護・医療・福祉・健康・美容・スポーツ関係で将来、茨城地域で活動できる見込みの学生に対し、選考の



うえ給与します。

○鴨志田邦明奨学金

本学の学部生、大学院生（外国人留学生を除きます。）で申請前半年以内の家計急変により学業の継続が著しく困難と認められた場合に選考のうえ給与します。

○成績優秀学生奨学金（学部推薦）

学業成績、人物共に優れている本学学部学生に対して成績優秀学生として表彰し、奨学金を給与します。

○経済支援奨学金

本学の学部・大学院及び専攻科に在学する学生で、当該学期の授業料免除判定の結果、免除が許可された者を除き学資負担者の経済状況が急変し学業継続が困難であると認められた場合に、選考の上、奨学金を給与します。

**※ 成績優秀学生奨学金を除く奨学金の募集は、掲示により行いますので、常に注意して学生掲示板及び本学ホームページを見るように心がけてください。**

## 5) 教育ローン

経済的理由により修学に困難がある優れた学生が、有意義な学生生活を送れるよう、有利な条件で利用できる教育ローン制度があります。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

| 金融機関名・連絡先                  | 対 象      | 融 資 額                     |
|----------------------------|----------|---------------------------|
| (株) 常陽銀行<br>(029) 221-5803 | 学部生・大学院生 | 融資金額50万円以上700万円以内（10万円単位） |
| 水戸信用金庫<br>(029) 222-3311   | 学部生・大学院生 | 融資金額 1万円以上500万円以内（1万円単位）  |
| 日本政策金融公庫<br>(0570)-00 8656 | 学部生・大学院生 | 融資金額 300万円以内（1万円単位）       |

## 6) 学生寮

### ① 学寮の目的及び使命

本学の学寮は、共同生活の実践を基盤とする人間形成の場として位置づけられています。性格・境遇・専攻を異にする学生が共同生活を通じ、互いに切磋琢磨することにより、個性の伸長を図り、共同生活の意義と経験を体得し、社会人としての素質を養うことを目的及び使命としています。



なお、外国人留学生の入居を認め、日本人学生と共同生活をする事によってお互いのコミュニケーションを図り、外国人留学生が日本の文化を理解する一助になるよう取り計らっています。

### ② 管理運営

本学には次のとおり学寮が設置されており、水戸地区にあつては学務部長、その他の地区にあつては学部長が管理運営しています。

入居募集については、水戸地区においては学務部学生生活課生活支援グループ、日立地区においては工学部学務第二係、阿見地区においては農学部学務係に問い合わせてください。

| 学寮の名称                         | 地区 | 対象及び定員      | 形態    | 主な設備            |
|-------------------------------|----|-------------|-------|-----------------|
| 水哉寮<br><small>すいさいりょう</small> | 水戸 | 男子118名      | 1人部屋  | キッチン専有、バス・トイレ共同 |
| みずき寮<br><small>みずきりょう</small> | 水戸 | 女子 72名      | 4人相部屋 | バス・トイレ・キッチン共同   |
| 吼洋寮<br><small>こうようりょう</small> | 日立 | 男子176名      | 1人部屋  | バス・トイレ・キッチン共同   |
| さくら寮<br><small>さくらりょう</small> | 日立 | 女子 12名      | 4人相部屋 | バス・トイレ・キッチン共同   |
| 霞光寮<br><small>かこうりょう</small>  | 阿見 | 男子41名、女子41名 | 1人部屋  | バス・トイレ・キッチン専有   |

これらの寮に共通する事項は、茨城大学学寮規則等に定めるところによりますが、細部については各寮で異なる点があります。

寮生が寮の生活をすることに当たって遵守し、かつ、励行しなければならない事項には、次のようなものがあります。

- ・火気の取扱いには常に留意し、所定の時間及び場所以外において火気を使用しない。寮内禁煙、電熱器具類の始末に細心の注意を払う。

特に外出時、就寝時には火気の処理を怠らないよう十分に注意する。

- ・防災上、避難時の妨げとなるので、通路には物を置かない。
- ・電気、水道、ガス等の使用に当たって、節約に努める。
- ・寮の施設及び物品等の公共物は大事に取扱う。
- ・所定の経費を延滞なく納入する。
- ・常に病気・けがに注意し、かつ、健康増進に努める。また、身のまわりを清潔にし、整理・整頓に留意する。
- ・学寮内外の環境の整備・清掃に努める。

### ③ 自治生活

学寮内における健全な自治活動は寮生活の基本です。本学における各寮の共同生活は運営委員によって自主的に行われており、年を追ってよりよい伝統が築かれ、引き継がれています。入居者は学生自治の本旨を正しく理解し、その義務と責任を自覚し、健全にして明朗な自治生活の発展に努めなければなりません。

### ④ 寄宿料等

寄宿料等は下記のとおりです。

| 学寮の名称                           | 地区   | 寄宿料（月額） | 光熱水費（月額）       |
|---------------------------------|------|---------|----------------|
| 水哉寮<br><small>すい さい りょう</small> | 水戸地区 | 11,600円 | 4,700円         |
| みずき寮<br><small>みず き りょう</small> | 水戸地区 | 700円    | 4,800円         |
| 吼洋寮<br><small>こう よう りょう</small> | 日立地区 | 4,300円  | 7,000円         |
| さくら寮<br><small>さくら りょう</small>  | 日立地区 | 17,500円 | 7,400円         |
| 霞光寮<br><small>か こう りょう</small>  | 阿見地区 | 4,700円  | 自己負担額 約 6,000円 |

（平成26年4月現在）

## 7) アパート・下宿・貸間

本学では、家庭を離れて勉学する学生のための、アパート・下宿・貸間の情報を提供しています。希望者は、水戸地区は大学と連携している茨城大学生生活協同組合、日立地区は工学部学務第二係及び阿見地区は農学部学務係の窓口に着いてある下宿等台帳を利用してください。

## 8) アルバイト

本学では、職業安定法第33条の規定に基づき、アルバイトの情報を提供しています。希望者は、水戸地区は学務部学生生活課生活支援グループ、日立地区は工学部学務第二係及び阿見地区は農学部学務係に申し出

てください。

なお、初めてアルバイトを経験する学生のみなさんは、次の事項に注意してください。

- ① アルバイトのために費やす時間にはおのずと限度があります。学業の大半を放棄してまでアルバイトに多くの時間を費やすことは、学生が行うアルバイトの領域を超えています。
- ② アルバイトをする場合は、その職種・雇用条件等（実施期間、手当の支給方法、作業の内容）を十分確認し、教育的及び健康上好ましくない職種や危険を伴う職種等には従事しないでください。
- ③ 家庭教師をする場合は、求人側では自分の子供の人間の成長と成績の向上を願って依頼してきますので、特に受験生については、勉学を教えるとともに、良い結果を引き出すという責任があることを十分認識したうえで、行うことが大切です。
- ④ アルバイトをする場合は、単に仕事の手伝いをするといった感覚ではなく、社会に貢献し大学の信用を損なうことなく遂行するという自覚を持つことが必要です。
- ⑤ 留学生は、就労活動が認められない「留学」という在留資格ですが、アルバイトを希望する場合は、事前に法務大臣から資格外活動の許可を受ける必要があります。この資格外活動の許可を受けずにアルバイトを行った場合は、罰則の対象となります。

資格外活動の許可を受けようとする留学生は、水戸地区は学務部留学交流課、日立地区は工学部学務第二係、阿見地区は農学部学務係へ申し出てください。

**※ 本学では、教育及び健康上の条件を勘案のうえ、安全性等を考慮し、次頁の職種については制限しています。このことを十分認識して自己の責任で選択するようお願いいたします。**

茨城大学学生アルバイトの紹介制限職種

|              | 職 種 等   | 具 体 例  | 理 由・その他   |
|--------------|---|--|---|
| 危険を伴うもの      | 自動車（バイクを含む）の運転<br>危険な機械の操作<br>二階以上の高所での屋外作業   | 商品の配送<br>プレス、裁断機等特殊な工作機械の操作<br>窓硝子清掃、建築現場の作業                   | 事故が予想され、事故時の経済的負担が大きく危険を伴う                      |
| 人体に有害なもの     | 有害な薬物の取扱い作業<br>放射線被曝の恐れのある作業<br>高温、低温の中での作業   | 農薬・劇薬等の取扱い<br><br>熱処理加工、冷凍庫内の作業                                | 人体に害を与えることが予想される                                |
| 重労働なもの       | 重労働の作業  | 建築現場、土木・水道・ガス工事等の穴掘り作業   | 危険を伴い、学業に支障をきたす                                 |
| 法令に違反するもの    | 労働争議に介入する恐れのあるもの<br>選挙応援に係る業務   |  | 職安法第20条（労働争議に対する介入）に準ずる                         |
| 教育的に好ましくないもの | 現金を扱うもの<br><br>風俗営業に係わるもの<br><br>深夜の作業<br>（午後10時を超えるもの、ただし、休業期間中の男子については、作業内容により考慮する） | 家庭訪問等の物品販売、集金等<br>バー、スナック、キャバレー、居酒屋、パチンコ、麻雀店等<br>警備、工場作業等の夜間勤務 | 金銭的なトラブルが予想される<br>教育的に好ましくない<br>健康上及び教育的に好ましくない |
| その他          | 内容的に問題のあるチラシ配り<br>労働条件が不明確なもの<br>固定給のないセールス<br>家庭教師派遣業<br>その他、就労に不適當と思われるもの           |  | トラブルを招く場合が多い                                    |

## (10) 福利施設（大学生協及び学生生活課生活支援G）

### 1) 福利センター

水戸地区には福利センターがあり、その運営を茨城大学生生活協同組合が行って、学生及び教職員の利用に供しています。

また、日立地区・阿見地区には購買書籍店・食堂がそれぞれあり、営業時間は異なりますが、ほぼ同様のサービスを行っております。

#### ① フードサービス関係

- ・ 1階食堂（292席）〈学食パス利用可〉

※営業時間 平日10:00～19:20, 土曜11:00～13:30

安値でおいしいバラエティーに富んだメニューをカフェテリアコーナー、丼コーナー、麺コーナーで提供しています。パーティー・コンパ等も可能です。

- ・ 2階食堂（128席）〈学食パス利用可〉

※営業時間 平日11:00～13:30, 土曜閉店

ランチタイム・ティータイムを中心に季節感のある食事・ドリンク・ソフトアイス等を提供しています。パーティー・コンパ等も可能です。

- ・ 1階食品コーナー（コンビニショップ内）

※営業時間 平日8:30～18:15, 土曜10:00～14:00

パン・弁当・飲料などのテイクアウト食品から、コーヒー・お菓子・インスタント食品まで、キャンパスライフに必要な食品を幅広く品揃えしています。

#### ② 書籍・資格・就職関係（2階）

- ・ 書籍部 ※営業時間 平日10:00～17:00, 土曜10:00～14:00

（4月と10月のみ土曜日営業、その他の月は閉店）

専門書のほか、雑誌、文芸・一般書、文庫・新書など学生・教職員の読書を応援する品揃えをしており、組合員になると1割引で購入できます。また、TOEICなどの語学参考書や、公務員試験・教員試験・就職試験対策の本にも力を入れています。教科書は、各学期の始めに集中販売を行っています。

さらに、TOEIC他の各種検定試験の受付、公務員試験・教員試験対策の講座や模擬テストの受付も行っています。

#### ③ 購買・サービス関係（1階）

- ・ コンビニショップ ※営業時間 平日8:30～18:15, 土曜10:00～14:00

筆記具、ノートなどの文房具、授業で使う教材などの勉強用品からパン、おにぎり、サンドイッチ、お弁当、ドリンク、お菓子などの食品類まで大学生活の必需品を幅広く提供しています。

茨大オリジナルグッズなど茨城大学ならではの商品も品揃えしています。

水戸店の平日営業時間は1講時前から5講時後までと利用しやすくなっています。

- ・ サービスショップ ※営業時間 平日10:00～18:00、土曜 閉店

大きく分けて2つのジャンルの商品を扱っています。

1つめはサービスカウンターです。実生活や就活に必要な自動車運転免許教習所を大学生協価格で、また、帰省や観光等で使うJR券、バス回数券、国内・海外航空券など、ゼミ・サークル合宿、友達との温泉旅行、卒業旅行などの宿泊、旅行関係など。各種チケット、切手、コピーサービス、宅急便なども扱っています。

2つめはパソコンカウンターです。自宅学習用のパソコン、アカデミックソフトの取り扱い、修理受付など学生の勉強生活をサポートしています。

- ④ 本部（2階）※営業時間 平日9:30～17:00

生協加入、共済学生賠償責任保険の加入・問合せを受け付けています。

- ⑤ 理容室（2階）※営業時間 平日9:30～16:30、土曜閉店

客席2席を備え、安価で利用することができます。

〈注〉営業時間は通常営業の時間を記入していますので、長期休業は生協での掲示をご覧ください。

## 2) 大学会館（茨苑会館）

水戸地区には大学会館（茨苑会館）があり、1階には学生及び教職員の交流の場として談話室が設けられており、テレビや新聞・雑誌等がおかれ、勉強の合間のくつろぎの場所になっています。

また、1階にはレストラン「SHIEN」（158席）があります。営業日は月曜日から金曜日までとなっており、営業時間はビュッフェコーナーが11:00～14:00、ドリンクバー・売店が11:00～16:00です。メニューは麺類、丼、カレー、日替わりセット、数種類のパン、ドリンク及びクレープなどを取り揃えており、学生及び教職員の利用に供しています。

## (11) 交通規制（学生生活課生活支援G）

本学水戸キャンパスは、教育・研究を行うことを本分とする場であり、常に静穏かつ安全な環境を構築する必要があるため、自動車及びバイクの入構に関して規制を実施しています。

また、日立キャンパスでも、車両入構に関して規制を実施しています。

**キャンパス内への車両の入構は、許可された者以外は認められません。**  
キャンパス内に車両を乗り入れるに当たっては、自動車入構許可証の交付を受けてください。

学生は、次の交付基準に該当する者のみ許可証が交付されます。交付基準のいずれの場合についても、事実を証明できる書類が必要となりますので、詳細については、学務部学生生活課生活支援グループにお問い合わせください。

なお、学生間の不平等をなくすため、申請理由等を審査し、基準を厳格に適用します。よって、必ずしも許可されるとは限りません。

### 《自動車入構の許可条件》

| 種類                | 交付基準  | 駐車場                      |
|-------------------|---|--------------------------|
| 通年入構許可証           | 身体的理由（障害・病弱）等により、自動車による通学を必要とする者  | 水戸キャンパス                  |
|                   | 大学までの経路が2Km以上で、かつ、別図に示す範囲外の地域から通学する4年次生・大学院生・研究生で卒業研究・実験等が、常態的に早朝又は深夜となり公共交通機関の利用が困難と認められる者（公共交通機関を利用した場合の利用条件が、別図に示す範囲内の地域から通学する者と同等と認められる者を除く。） | 渡里駐車場<br>(19時以降水戸キャンパス可) |
| 臨時入構許可証<br>(事前申請) | 1 大学までの経路が2Km以上で、かつ、別図に示す範囲外の地域から通学し、学業遂行上又は課外活動遂行上やむを得ない事由により、日、期間を限って自動車が入構する必要のある者<br>2 その他特別の事由により、日、期間を限って自動車が入構する必要のある者                     | 渡里駐車場                    |

\*上記の表内にある別図については学生生活課生活支援グループへお問い合わせください。



### 《自動車の入構を許可された場合》

1. 指定された駐車場に、駐車すること。
2. 駐車場内は徐行運転を心がけること。

### 《バイク・自転車の入構》

水戸キャンパスに自転車またはバイクで通学する方は「自転車登録システム」へ登録する必要がありますので、大学HP内「在学生の方へ→学生生活→自転車登録システム」よりアクセスし、登録をしてください。登録完了後、生協にて登録シールを交付いたしますので、登録したバイク・自転車へ見える位置にシールを貼付してください。

#### 1. バイクの入構

バイク（自動二輪車及び原付等）は、入構許可申請のあった者について収容台数の範囲内で、登録シールを交付しますので、必ず所定の自動二輪車等置き場に置いてください。

なお、水戸地区においては、次の二点が義務づけられています。

- ① バイクは南第二通用門（大学会館横）から入・出構すること。他の通用門からの出入りはしないこと。
- ② バイクは定められた自動二輪車等置き場（大学会館横）に駐輪し、そこから先のキャンパス内には乗り入れないこと。

#### 2. 自転車の入構

- ① 学内移動の際には定められた自転車通行可能道路（グリーンライン）を走行すること。
- ② 駐輪場以外に駐輪しないこと。

駐輪場・自動二輪車等置き場は88ページのとおりです。学生のみなさんは上記に留意し、良識ある交通マナーを心掛けてください。

## (12) 一般的注意事項

### 1) 拾得物・遺失物

大学構内において落とし物を拾得したときには、守衛所又は最寄りの事務室等に届けてください。

また、落とし物をしたときには、守衛所又は心当たりのある落とし場所の最寄りの事務室等に問い合わせてください。各種カード等を落としてしまった場合には、各関係機関等へも直ちに連絡することが必要です。

## 2) 盗難

大学構内において盗難が発生しています。盗難の被害に遭わないために、特に次のことに注意してください。

◎貴重品は常に身に付ける

◎自転車等には必ずカギをかける

盗難に遭ってしまったときには、まず警察へ連絡し、その後各学部の学務係又は学務部学生生活課生活支援グループに届け出てください。各種カード等が被害にあったときには、各関係機関等へも直ちに連絡することが必要です。

なお、不審な者を見かけたときには、守衛所又は最寄りの事務室などに至急連絡してください。

## 3) 強盗・暴行

大学の周辺で、路上強盗による現金の強奪や暴行の被害が報告されています。特に深夜、人通りの少ない道路で被害に遭うことが多いようです。被害に遭わないために、深夜の一人歩きは極力控え、普段から人通りの多い道路を通行するよう心がけてください。

不審者を見かけたら110番しましょう。

また、一人暮らしのアパートに押し入れられ、現金を強奪される事件も報告されています。チャイムが鳴ったからといって、安易にドアを開けるのは危険です。必ず相手を確認、不審に思ったらドアを開けないことが大切です。ドア・チェーンの活用も効果的です。

## 4) 女性被害事件

性犯罪やストーカーなど、女性が被害者になる事件が報告されています。被害に遭わないために、深夜の一人歩きは極力控え、日中でも人通りの多い道路を通行するよう心がけてください。危険を感じた時には、大声で助けを呼ぶことが効果的です。防犯ブザーを携帯して、身の危険を感じたら使用してください。防犯ブザーは各学部の学務係及び学務部学生生活課生活支援グループで貸し出しています。

また、自宅でカギをかけ忘れた玄関から不審者に進入されるといった事件も報告されています。日頃から玄関のみならず、トイレ・浴室・ベランダ等の施錠を心がける事が大切です。犯人は女性の部屋を狙って犯行におよぶので、ベランダなど室外へ洗濯物を干さない、室内の光が漏れない遮光カーテンにするなどの工夫もあります。

## 5) 交通事故

毎年、茨城大学生が加害者や被害者になる交通事故が発生しています。車やバイクは便利ですが、一歩誤れば、他者や自分を殺傷する凶器となってしまいます。事故を起こしてからでは、取り返しがつきません。安易な気持ちでスピードを出したり、飲酒運転や無免許運転などを絶対にしないでください。常に安全運転を心がけると同時に事故にあわない防衛運転を心がけてください。

万一事故を起こしてしまった場合には、直ちに警察署及び消防署へ通報するとともに、その場で適切な処置を行ってください。軽微な事故であっても、必ず警察へ通報することが大切です。また、事故を起こしてしまった時や事故に遭ってしまった時には、所属学部 of 学務係又は学務部学生生活課生活支援グループへ『事故届』を必ず提出してください。

なお、事故後の示談などの対応が手にあまる場合には、公共の交通事故相談所等を訪ねてください。無料で相談に応じてくれます。

- ・ 中央交通事故相談所                    029-233-5621
- ・ 県南地方交通事故相談所            029-823-1123
- ・ 県西地方交通事故相談所            0296-24-9112
- ・ 鹿行地方交通事故相談所            0291-33-4111（内線214）

## 6) 悪質商法

大学生や若年者の間で、迷惑メールでの不当請求、サクラサイト商法、マルチ商法、デート商法、キャッチセールス、資格商法、訪問販売、オンラインショッピング詐欺、フィッシング詐欺等の悪質商法による被害が発生しています。

マルチ商法等では、いつの間にか自分が加害者になり、大切な友だちまで失ってしまったなどといった事にもなりかねません。

万が一、悪質商法の被害に遭ってしまった時には、できるだけ早く消費者相談室又は消費生活センターに相談してください。

- ・ 経済産業省消費者相談室            03-3501-4657
- ・ 茨城県消費生活センター（本センター） 029-225-6445
- ・ 茨城県消費生活センター（土浦分室） 029-822-7042

### 3. 課外活動

- (1) 学生の諸活動
- (2) 課外活動用具の貸出
- (3) 課外活動施設
- (4) 学生表彰
- (5) スポーツ安全保険制度
- (6) 課外活動中の事故防止
- (7) 飲酒事故の防止について
- (8) ボランティア活動
- (9) 主な課外活動団体

## 3. 課外活動

### (1) 学生の諸活動

学生生活を実り豊かにするのは、高度な学問を学ぶことだけではありません。正課外の学習や諸活動を通して、日常的な人間関係や友達関係を豊かにすることも大切です。本学のサークルは、体育・文化・芸術等多分野にわたって活発に活動しており、サークル数は200を超えています。新入生のみなさんは、自分の嗜好にあったサークル活動を行うことができます。

これらのサークル（団体）は、大学と密接に連絡をとりあいながら、それぞれ自主活動を行いつつ、人間形成の機能を十分発揮しています。詳しいことは、サークル紹介のパンフレットを参照してください。

また、サークル活動とは別に、学生生活の自治のために学生が自主的に行う学友会活動があります。学生相互の共通理解を図り、共通の問題について自主的な討議を行い、その結果に基づいて許された範囲で活動し、あるいは、大学側と協議し、相互の理解のうえで問題解決に努力しています。新入生のみなさんが、サークル活動と学友会活動の目的を正しく理解し、課外活動を通して、学生生活が実りあるものになるよう期待します。

なお、学生の諸活動を行う場合には、次のような手続きが必要です。

#### 1) 団体（サークル）を設立する場合

学生が学内において新たに団体（サークル）を設立しようとするときは、顧問教員を定め、学生の責任者3名が所定の様式に署名押印のうえ、学務部長に届け出ることが必要です。届出用紙は、学務部学生生活課学生生活支援グループにあります。

#### 2) 団体（サークル）を継続する場合

既存の団体（サークル）でその活動を新年度も継続しようとするときは、**毎年5月31日まで**に上記1) に準じて学務部長に届け出ることが必要です。期日までに届け出がない団体（サークル）は、解散したものとみなしますので、注意してください。

#### 3) 集会や行事を開く場合

学生の集会や行事は、所定の様式に従い、学務部長に届け出ることにより開催することができます。ただし、学外者が関係する集会については、学務部長に願い出て、その許可を得なければ開催できません。

#### 4) 集会等のために建物を使用する場合

学生が集会、催物等のために建物を使用するときは、所定の様式に従い学務部長に願い出て、その許可を受けることが必要です。許可を受けずに使用することはできません。

#### 5) 印刷物等の掲示・配布及び立看板を設置する場合

学生がポスター、印刷物、新聞等を掲示および配布しようとするときは、あらかじめ学務部長に届け出ることが必要です。ただし、学外に関係するときは、学務部長に願い出て、その許可を受けることが必要です。

立看板の設置については、学内・学外の諸行事の告知や講演会等の場合に設置することができます。この場合も学務部長に届け出ることが必要です。

#### 6) その他諸行事を行う場合

学生が署名運動、世論調査、寄付募金その他の諸行事をするときは学務部長に届け出ることが必要です。ただし、学外に関係するときは、学務部長に願い出て、その許可を受けることが必要です。

以上のほかにも手続きが必要となるものがあります。不明な点がありましたら学務部学生生活課生活支援グループまで問い合わせてください。

### (2) 課外活動用具の貸出

学生の課外活動のため、右のような用具を貸出しています。希望者は学務部学生生活課生活支援グループ又は茨苑会館事務室へ申し込んでください。

| 学生生活課生活支援G      | 茨苑会館            |
|-----------------|-----------------|
| 行 事 用 テ ン ト     | テ ー ブ ル         |
| ク ー ラ ー ボ ッ ク ス | イ ス             |
| ワイヤレスアンブセット     | ソ フ ト ボ ー ル 用 具 |
|                 | バ ド ミ ン ト ン 用 具 |
|                 | 展 示 用 バ ネ ル     |

### (3) 課外活動施設

#### 1) 課外活動共用施設

水戸地区・日立地区（工学部）及び阿見地区（農学部）には、それぞれ課外活動共用施設（サークル棟）があり、各サークルの共用施設として活用されています。

施設の使用にあたっては、関連規則を遵守し、清潔・整理整頓を心がけてください。

## 2) 体育合宿所

課外活動を集中的に行い、短期間に大きな成果を上げるには、合宿が有効な方法です。本学には水戸地区に体育合宿施設として体育合宿所があります。

使用については、学務部学生生活課生活支援グループへ申し込んでください。合宿所の利用にあたっては関連規則を遵守し、清潔・整理整頓を心がけるとともに、火気取扱等に十分注意してください。



## 3) 弓道場・体育練習場

体育関係の施設として、弓道場および体育練習場（レスリング・ボクシング）があります。

なお、体育練習場には、体力向上を目的とするコンビネーショントレーナーが設置されています。このトレーナーの使用するときには、学務部学生生活課生活支援グループに申し込んでください。



#### 4) 体育館・柔剣道場

体育の授業及び課外活動の施設として体育館（大小各1）及び柔剣道場があります。

使用する場合は、学務部学生生活課生活支援グループに使用願を提出し、許可を受けてください。なお、日立地区（工学部）、阿見地区（農学部）体育館の使用については、工学部学務第二係、農学部学務係へ申し込んでください。



#### 5) プール

体育の授業及び課外活動の施設としてプールがあります。使用希望者は、学務部学生生活課生活支援グループに申し込んでください。





## 6) 大学会館（茨苑会館）

学生が教養を高め、豊かな人間性と社会性を養うと共に、学生および教職員相互の親睦を深め、あわせてその福利厚生を高めるための施設として大学会館（茨苑会館）があります。1階には会議室、談話室、展示室等があり、2階には集会室、和室等があり、サークル活動などに使用されています。会議室、集会室、和室の利用については、許可が必要です。ので、大学会館（茨苑会館）事務室へ申し込んでください。



## 7) 大子合宿研修所

県立奥久慈自然公園内の景勝地に、大子合宿研修所があります。久慈川の清流を望み、山なみに囲まれた静かな環境の中でサークル活動や研修会等に利用されています。使用については、学務部学生生活課生活支援グループに申し込んでください。



《所在地》 〒319-3555 茨城県久慈郡大子町大字下野宮5653の10  
Tel 0295 (72) 0402

《収容人員》 48名

《交通機関》 J R水郡線下野宮駅（水戸駅から約2時間）下車  
徒歩約20分

《必要経費》

|     | 区 分     | 料 金  | 備 考         |
|-----|---------|------|-------------|
| 運営費 | 1泊1名    | 300円 | 洗濯代等        |
|     | 1泊増すごとに | 150円 |             |
| 暖房費 | 1泊1名    | 200円 | 期間11/1～4/30 |

※学外者は、上記のほか1泊1名160円の使用料が必要です。

（平成26年4月現在）

## 8) 草津セミナーハウス

大学の学生及び教職員の共同利用合宿研修施設として、草津セミナーハウスがあります。恵まれた自然の中で、起居を共にし、対話や学習を重ねながら豊かな人間性を育てる場として、合宿研修、ゼミナール等に利用することができます。



詳細については、水戸地区は学務部学生生活課生活支援グループ、日立地区は工学部学務第二係、阿見地区は農学部学務係にお尋ねください。

なお、あらかじめ利用の可否を次の問い合わせ先で確認してから申し込んでください。

《問い合わせ先》〒371-8510 群馬県前橋市荒牧町4-2

群馬大学学務部学生支援課

TEL 027 (220) 7145 (直通)

《所在地》〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町大字草津字白根737

TEL 0279 (88) 2212

《収容人員》 120名

《必要経費》

| 区 分    |     | ①<br>地区国立大学<br>学生・教職員 | ②<br>①以外の者         |
|--------|-----|-----------------------|--------------------|
| 運 営 費  |     | 1,500円<br>(2,000円)    | 1,900円<br>(2,400円) |
| 施設使用料  |     | ②の者のみが負担              |                    |
| 食<br>費 | 朝 食 | 460円                  |                    |
|        | 昼 食 | 500円                  |                    |
|        | 夕 食 | 980円                  |                    |

※ ( ) 内は10月1日～4月30日の運営費  
(平成26年4月現在)

## 9) 山中共同研修所

富士五湖の一つ、山中湖畔の原生林と湖の調和のとれた環境の中に関東甲信越地区（含む東京地区）国立大学の学生および教職員の共同利用研修施設として、山中共同研修所があります。収容人員は60名で、合宿研修、



ゼミナール等に利用することができます。詳細については、水戸地区は学務部学生生活課生活支援グループ、日立地区は工学部学務第二係、阿見地区は農学部学務係にお尋ねください。

なお、利用にあたっては、あらかじめ利用の可否を次の問い合わせ先で確認してから申し込んでください。

《問い合わせ先》 〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1  
筑波大学学生部学生生活課（学生支援）  
TEL 029 (853) 2250（直通）

《所在地》 〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野479  
TEL 0555 (62) 0309

《収容人員》 学生48名 教職員12名

《必要経費》

| 区 分   | 金 額   | 摘 要   |
|-------|-------|-------|
| 貸 付 費 | 200円  | 学外者のみ |
| 運 営 費 | 管 理 費 | 980円  |
|       | 暖 房 費 | 350円  |
| 食 費   | 朝 食   | 500円  |
|       | 昼 食   | 700円  |
|       | 夕 食   | 900円  |

（平成26年4月現在）

## 10) 屋外施設・その他

上記に挙げた各施設のほか、本学にはグラウンド、テニスコート、アーチェリー場、艇庫、空手道場（日立地区）、馬場（阿見地区）などの屋外施設等があります。これらの使用については、水戸地区は学務部学生生活課生活支援グループ、工学部は学務第二係、農学部は学務係へお問い合わせください。

## (4) 学生表彰

本学では、学術又は教育の分野、課外活動、ボランティア活動において特に顕著な業績、多大な貢献を挙げたと認められた学生及び団体に対して学長が表彰する「茨城大学学生表彰要項」が定められております。詳しくは学務部学生生活課生活支援グループまでお問い合わせください。

## (5) スポーツ安全保険制度

財団法人「スポーツ安全協会」が取り扱うもので、スポーツの種類によって保険料や保険金が異なります。また、スポーツ以外の文化活動、ボランティア活動、地域活動なども、安い保険料で加入できます。

詳しくは下記サイトを参照してください。

(財団法人 スポーツ安全協会 <http://www.sportsanzen.org>)

## (6) 課外活動中の事故防止

大学におけるサークル活動は、学生自らの主体性において行うものであり、学生がそのサークル活動を通して自主性を養い、友情を培い、豊かな人間性を育てる意味で重要な意義を持っています。しかしながら、サークル活動の技術向上に熱心のあまり、思わぬ事故に遭遇して、本来の目的である大学卒業が危うくなることもあるので十分注意してください。

### 1) 事故の未然防止

サークル活動中の事故の多くは、日常の危機管理で防げるものです。以下に事故の未然防止に必要なと思われる項目を示しますので、各サークルは、これを参考に練習マニュアルを作成し、一人ひとりが事故の未然防止策を十分に理解した上で練習や試合に臨むよう心がけてください。

#### ① 普段の健康管理

自分の健康を把握した上での活動が必要です。

#### ② ゆとりある計画

遠征や練習等の際は、幾分の余裕をみて無理なく目標が達成でき

るよう計画をたてましょう。計画段階での無理は、ともすれば天候等を無視して行動することになり、事故の原因にもなりかねません。

### ③その他

準備運動等の徹底、基礎練習の徹底、体力・技量に応じた練習、段階的な訓練の徹底、安全防具（用具）着用及びテーピング使用等の徹底、安全要員・補助員等の配置、設備及び用具の事前点検などに心掛けてください。

## 2) 事故発生に備えての事前準備

サークル活動中の事故発生に備え、事前に次のものを準備又は把握しておく必要があります。

- ・救急箱
- ・部員、保護者及び大学（顧問教員等）への連絡体制
- ・計画書の事前届出

登山、海上使用等、必要に応じて警察署（交番）、消防署、市役所等へ事前に計画書を届け出る。

- ・損害保険等への加入
- ・保険証等の控、血液型の把握

\*事故が発生した場合、救急車を呼ぶなど適切な処置を講じてください。また、大学に報告してください。

大学の連絡先：029-228-8570 / 8060（学生生活課）  
 <時間外> : 029-228-8035（正門守衛所）

## (7) 飲酒事故の防止について

今般、学生の飲酒による死亡事故や飲酒の強要等が発生しており、社会的に大きな問題になっています。未成年の飲酒は法律で禁止されており、許されるものではありませんので絶対に行わないでください。飲酒を勧められても断る勇気を持ってください。

## (8) ボランティア活動

近年、大学生のボランティア活動が社会的に注目されています。本学では、ボランティア活動の情報等を学務部学生生活課の掲示板などに掲示していますので参考にしてください。ボランティア活動を行う場合には、学業への影響も十分に検討し、必ずボランティア保険等に加入してから活動を開始してください。

## (9) 主な課外活動団体

| [体育系団体]    |                 | [文化系・音楽系団体]           |                    |
|------------|-----------------|-----------------------|--------------------|
| アーチェリー部    | S L S C         | アナウンスステーション           | Familia            |
| 合気道部       | スキークラブ          | Anime&comic Explorers | Bridge             |
| A.フットボール部  | 剣道同好会           | E. S. S               | Blooming編集部        |
| 剣道部        | 乗馬同好会           | SF同好会                 | 文芸部                |
| 柔道部        | 踊り屋             | 演劇研究会                 | 放送研究会              |
| 少林寺拳法部     | 硬式テニス愛好会        | 演劇集団「風ノ街」             | 星見同好会              |
| 男・女ソフトボール部 | サッカー同好会         | お洒落×オシャベリ             | アンビシャス             |
| 漕艇部        | スウェット組合         | 華茶道部                  | 漫画研究会              |
| 男・女サッカー部   | ソフトボール同好会       | 鹿島アントラーズ同好会           | UNICS              |
| 硬式野球部      | チームおおたか         | 航空技術研究会               | ユネスコクラブ            |
| 準硬式野球部     | Cherry's        | 子どもふれあい隊              | 落語研究会              |
| 軟式野球部      | トライアスロンクラブ      | さとみ・あい                | 考古学研究会             |
| 硬式テニス部     | 軟弱野球同好会         | 自主映画制作の会              | Ramble Communityみと |
| ソフトテニス部    | 熱気球同好会          | 自動車部                  | レート310             |
| 卓球部        | バトミントン同好会       | 児童文化研究会               | Impressive Voice   |
| トランポリン部    | フットサル同好会        | 写真部                   | 管弦楽団               |
| バスケットボール部  | ボウリング同好会        | 書道部                   | Gitarre            |
| バレーボール部    | 野外活動愛好会         | 推理小説研究会               | Gem-on             |
| バトミントン部    | バスケットボール同好会     | SCRATCH               | 鍵盤サークル Kandy!      |
| ハンドボール部    | Birds           | 生物研究会                 | 混声合唱団              |
| ボクシング部     | B&B             | 赤十字奉仕団                | ジャズ研究会             |
| ラクロス部      | べるっけ            | 旅の会                   | しん音楽               |
| 陸上競技部      | ワンダーフォーゲル       | テーブルゲーム研究会            | 吹奏楽団               |
| 水泳部        | ETCスポーツクラブ      | 動物ボランティア「キミと」         | 中南米音楽研究会           |
| ラグビー部      | Kiss The Future | 東洋哲学研究会               | ファミレド市             |
| 弓道部        | カヌークラブ          | TOSS学生サークル千の星         | フォークソングクラブ         |
| 体操競技部      | オリエンテーリング部      | ネイチャーゲーム研究会           | 邦楽研究会              |
| レスリング部     | ランニング同好会        | 陶部                    | もずコール              |
| 極真カラテ同好会   |                 | バイブルリサーチ              |                    |
| 硬式テニス同好会   |                 | 美術部                   |                    |

## 4. 健康管理

- (1) 保健管理センター
- (2) 保険制度

## 4. 健康管理



大学生ともなると、自分の健康は自分で守らなくてはなりません。とりわけ、両親のもとを離れて寮に入ったり、アパートで一人暮らしを始めた学生にはそれが大切になってきます。

健康管理の要点は、次の3点につきます。第1は、予防に心がけること、第2は、いざとなったらどこへ行けばよいかを知っておくこと、第3は、医療費の支払いについて知っておくことです。

こうしたことを念頭において、学生の皆さんの健康管理を援助するために学内に置かれている施設、それが保健管理センターです。

このセンターは、一部2階建の建物で、教育学部A棟の前にあります。

### (1) 保健管理センター

保健管理センターは、小学校から高校までの学校の保健室に相当するところです。保健室との大きな相違は、養護教諭ではなく、医師と看護師が常に勤務しているということです。といっても設備が限られているので病院のような高度な医療は行えませんが、学内における健康管理の唯一の施設として、多面的な機能を備えたものです。有効に活用してください。

具体的な学生へのサービスは、次のとおりです。①定期健康診断 ②診察・検査・応急処置 ③健康相談及び医療機関への紹介 ④栄養相談 ⑤精神保健相談 ⑥電話相談など。

費用は、すべて無料です。短期間なら薬も出しています。

各地区のスタッフは次のとおりです。



| 〈地区〉         | 〈スタッフ〉  |
|--------------|---|
| 水戸地区<br>(本部) | 健康管理医 2名 (内科1名, 精神科1名)<br>学校医<br>非常勤医師<br>非常勤カウンセラー<br>管理栄養士 (非常勤)<br>健康運動指導士 (非常勤) |
| 日立地区<br>(分室) | 看護師 2名<br>学校医 1名 (内科)<br>非常勤カウンセラー<br>看護師 1名  |
| 阿見地区<br>(分室) | 学校医 1名 (内科)<br>非常勤カウンセラー<br>看護師 1名  |

## 1) 定期健康診断

保健管理センターは、毎年春に学生定期健康診断を行っています。健診項目は、血圧測定・尿検査・胸部X線検査・身体測定・内科診察・心理面接等です。

これらの検査では、心臓病・貧血・腎疾患・高血圧・結核・糖尿病などいろいろな疾患及びその疑いがスクリーニングされます。健康診断は、病気の予防と早期発見のために非常に重要なものです。心身のいずれであっても、不健康は、それが小さなうちに手を打った方がよいことは明らかなので、もし不幸にして問題のあるところが見つかったなら、在学中に治して社会に送り出したいと保健管理センターでは願っています。したがって、毎年必ず受診するよう心がけてください。

学年別の詳しい日程は、4月に保健管理センター前の掲示板及びホームページ・守衛所脇の中央掲示板・各学部掲示板に掲示されますので、見逃さないでください。

定期健康診断を受けることによって、健康診断書は必要に応じて発行されます。各種の奨学金申請のための健康診断書、教育実習・介護等体験などのための健康診断書、稀には海外留学のための健康診断書、就職試験や大学院受験のための健康診断書と、大学生活の中で健康診断書を要求されることは意外に多いものです。これらの健康診断書は、その年

の春に行った定期健康診断の結果を用いて作成されます。健康診断書は、学生証を用いて、自動発行機から受けとることができます。

## 2) 診察・検査・応急処置

保健管理センターには応急薬品が常備されています。軽度の外傷・頭痛・腹痛・月経痛・風邪の初期の場合など、気軽に利用してください。看護師が常時待機しており、医師の診察や指示のもとに適切な処置を行っています。すべて無料です。ただし、慢性の病気に対して薬を長期間投与することはできませんので、そのような場合は、適切な医療機関で継続的な治療を受けてください。

重い症状や急を要する場合は直接医療機関へ行った方がよいでしょう。

なお、保健管理センターは、医療機関の案内や紹介を電話でも行っています。電話番号は、029-228-8082です。

土・日曜日、国民の祝日、年末年始、本学の一斉休業日は保健管理センターも休みなので、急を要する場合等は、オリエンテーション時に配られた小冊子『健康の記録・保健管理センター案内』に記載している病院、医院の案内図を参考に治療を受けてください。

その他、必要な場合には、次のような検査ができます。

- A. 随時できるもの：身体測定・血圧測定・視力検査・体脂肪率測定
- B. 医師の指示に基づき予約して行う検査：尿検査・超音波検査・心電図検査・近赤外線によるヘモグロビン濃度測定・骨密度測定・動脈硬化検査

## 3) 健康相談及び医療機関への紹介

これは、健康診断や応急処置を通じて行われることが多いのですが、それらとは別に窓口に申し込んでもかまいません。いずれの場合も、保健管理センターの医療スタッフが応じています。気になる症状についての診察や解説、治療を要するか否かの判断、どんな治療法があるかの説明、どういう病院にかかったらよいかの紹介、日常生活上の注意やリハビリテーションなど、何でもかまいません。必要に応じ専門医に紹介します。

## 4) 栄養相談・運動相談

大学生になると、家族と離れて一人暮らしを始める人が多く、食生活が不規則になりがちです。貧血になる人も多い一方で、肥満や高コレステロール血症も問題となっています。これらに正しく対処するために、管理栄養士による栄養相談をしています。大学生活では、運動不足の解

消も大事です。それぞれの体力に応じた適切な運動をおこなうため、健康運動指導士による運動相談をしています。詳細は保健管理センターに問い合わせてください（電話番号は、029-228-8082です。）。

## 5) 精神保健相談

修学中の相談は、相談内容によって学内の各所で分担されています。

しかし、それらのどこにも当てはまらなかったり、総合的で個人的な問題でどこにも言いたくなかったりする場合があります。性格上の悩みや対人的な悩み、過食、不眠などの悩みもあります。そういうとき、保健管理センターの精神保健相談を利用してください。

保健管理センターの相談では、保健管理センター教員（精神科医）と非常勤カウンセラーが応じています。予約制ですが、急を要する場合は、窓口で申し出てください。保健管理センターは各学部から全く独立した機関なので、気がねなく話せます。秘密は完全に守られます。医療上の必要さえなければ、本人が望まない限り、原則として担当教員やゼミ教員、両親などにも連絡されません。

大学生は青年期後期の真っ只中にいるので、アイデンティティや性にまつわる悩みも多いのですが、話しているうちに自分で洞察できるようになり、成長していく場合が多いものです。また、アルバイトやサークルの過剰な責任に人間関係のもつれが重なって、不眠や無気力、過食や食欲不振など、よく自律神経失調といわれるものが表面にでてくるときがあります。こうしたときは、まずは相談することが改善につながるものです。軽い安定剤を用いることもあります。身体症状と同じく、早めに手をうつことが大事なので、本人が相談をしづる場合は、友人が相談に行くようすすめてください。

## 6) 電話相談

予約の受付や健康についての問い合わせは、電話でも行っています。

☎029 (228) 8082 (ダイヤルイン)

## (2) 保険制度

学生が大学生活を送る上で、不慮の事故に対処する任意加入の保険として、学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険・学研災付帯学生生活総合保険を推奨しています。

窓口は、保健管理センター1番窓口、工学部保健室、農学部保健室です。

**1) 学生教育研究災害傷害保険**

国内外において、学生が、正課中、学校行事中、学校施設内、学校施設外で大学に届け出た課外活動中、通学中の事故により身体に傷害を被った場合に対処する保険です。

**2) 学研災付帯賠償責任保険**

国内外において、学生が、正課、学校行事及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償に対処する保険です。学生教育研究災害傷害保険の加入者に限られません。

**3) 学研災付帯学生生活総合保険**

学生生活の24時間を学生教育研究災害傷害保険に付帯して補償する保険です。学研災付帯学生生活総合保険の加入は学生教育研究災害傷害保険の加入者に限られます。

## 5. 国際交流

- (1) 本学で学ぶ外国人留学生
- (2) 交換留学
- (3) 短期海外語学研修
- (4) 本学と学術・学生交流協定を締結している外国の大学

## 5. 国際交流

### (1) 本学で学ぶ外国人留学生

現在本学で学んでいる外国人留学生は約300名、出身国・地域も中国・韓国・マレーシア・インドネシア・ベトナムなど多岐に及んでいます。



このように多くの国・地域から留学生を迎え、国際交流

は年々盛んになっており、本学においては地域の留学生支援団体や教職員を交えた交流会や全学の留学生・チューター及び教職員を交えた国際交流パーティーなどを実施して、留学生との交流を深めています。

留学生と日本人学生との交流の場として【留学交流室】（水戸キャンパス）・【国際交流サロン】（日立キャンパス）を用意していますので、気軽に訪れてみてください。

なお、毎年日本人学生から留学生の学習・生活指導を行うチューターを募集しています。国際交流・多文化理解のよい機会ですから、積極的に応募してください。

### (2) 交換留学

#### (2)-1 交換留学の概略

本学では、海外の多くの大学と学術・学生交流協定を締結しています。（P52以降参照）その協定により、1年以内の期間で協定校への留学が可能です。協定校への留学に際しては、派遣先大学の授業料等が免除（一部の大学を除く）になったり、取得した単位を本学の単位として認定したりすることもできますので、是非挑戦してください。ただし、渡航費や滞在費などは自己負担となります。特に英語圏への留学を希望する場合は『TOEFL』等の英語能力判定試験を受験しておくといでしょう。

派遣留学に関しては、例年、派遣開始の前年度10月頃に募集を行います。留学希望者は、あらかじめ学務部留学交流課または各学部の学務係へ相談してください。留学生センター主催の『海外留学説明会』『留学フェア』も開催しています。

## (2)-2 留学のプランニング

海外留学に興味があるけれど、何から始めていいのか分からない人は、以下の項目を参考に、少し具体的に考えてみましょう。

---

- ①留学の目的は何か？（語学力アップ？学位・資格の取得？経験？）
  - ②どの国・どの教育機関が適しているのか？（その国や町の治安についても考えましょう）
  - ③いつ留学するのか？（在学中に行くのか、卒業後に行くのか、長期休暇を利用するのか、休学して行くのか）
  - ④志望校への入学資格、学力要件は十分か？（英語圏への留学はTOEFLが必要になる場合があります）
  - ⑤留学費用はいくら必要か？（渡航費、授業料、生活費、など具体的にいくらかかるか計算してみましょう。現地でのアルバイトはあてにしないこと）
  - ⑥準備期間は十分か？（ビザ取得にかかる時間、奨学金に申し込む場合は締切りにも気をつけましょう）
- 

## (2)-3 交流協定校への留学までのスケジュール（8月開始の場合の例）

- ①海外留学説明会（5月ごろ）  
協定校の紹介／各種短期留学の紹介／先輩の留学体験談／TOEFLの説明など
  - ②第1回TOEFL受験（7月ごろ）：アメリカの協定校へ留学の場合は必須
  - ③海外留学フェア（10月ごろ） 留学体験者・留学生から実際に話が聞ける機会を設定
  - ④第2回TOEFL受験（10月中旬）：アメリカの協定校へ留学の場合は必須
  - ⑤茨城大学交流協定校への留学に応募（10月末まで）
  - ⑥留学決定（翌年3月ごろ）  
【渡航準備】  
留学手続き（本学及び留学先）／パスポート／ビザ／海外留学生保険／航空券／外貨・クレジットカード など
  - ⑦留学に出発！（翌年8月ごろ）
-

### (3) 短期海外語学研修

茨城大学では、語学力の向上や異文化体験のために、いくつかの短期研修プログラムを実施しています。

#### 【マギル大学英語研修講座】

2月～3月（1ヶ月）30名程度/自己負担

カナダ第2の大都市モントリオールにある世界有数の大学における集中講座で実践的英語力を磨き、世界各国からの学生達と交流して異文化理解を深めます。ホームステイもこの研修の大きな特色です。



#### 【中国語・中国文化研修】

2月～3月（1ヶ月）20名程度/自己負担

中国の復旦大学、浙江大学あるいは国際関係学院において中国語、中国文化研修プログラムに参加し、中国語の授業や中国文化講座を受講します。日本での講義では得られない、現地での有意義な経験が期待できます。



#### 【世界へ飛び立つための3ステップ・プログラム@テネシー工科大学 (TTU)】

5月～2月（9ヶ月）10名/自己負担

ステップ1：アメリカ・TTU内の語学学校FLSで週24時間/16週の英語集中授業を受け→ステップ2：TTUで現地学生と共に学部で開講される専門科目を1 Semester履修し→ステップ3：自分の興味・専攻に合わせて4～12週間のインターンシップに参加するグローバル人材育成を目的としたプログラムです。





### (4) 本学と学術・学生交流協定を締結している外国の大学

| 大学名                      | 国・地域                 | 対象          | 人数  | 授業料                  | 学生寮 | 開始時期 | 条件等   |
|--------------------------|----------------------|-------------|-----|----------------------|-----|------|---|
| アラバマ大学<br>バーミングハム校       | アメリカ                 | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 9月   | TOEFL-ITP: 500点*4<br>※550以上が望ましい (-IBT:77点)       |
| ウイソコンシン州立大学<br>スベリオル校    | アメリカ                 | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 9月   | TOEFL-ITP: 500点<br>(-IBT: 61点)                    |
| ペンシルバニア<br>州立大学          | アメリカ                 | 全学<br>(学部生) | 1名  | 不徴収                  | あり  | 8月   | TOEFL-ITP: 480点<br>(-IBT: 64点) *2 GPA: 2.75/2年次以上 |
| イースタンワ<br>シントン大学         | アメリカ                 | 全学          | 2名  | 自己負担<br>(約60万円~/3ヶ月) | あり  | 9/3月 | TOEFL-ITP: 525点<br>(-IBT: 71点) *1                 |
| テネシー工科大学                 | アメリカ                 | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 9月   | TOEFL-ITP: 490点<br>(IBT: 61点) または IELTS 5.0以上     |
| テネシー工科大学<br>(3ステッププログラム) | アメリカ                 | 全学          | 10名 | 自己負担<br>(約75万円/年)    | あり  | 5月   | TOEFL-ITP: 450点                                   |
| シドニー工科大学                 | オーストラリア              | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 2月   | TOEFL-iBT 64点以上<br>または IELTS 5.0以上                |
| 復旦大学                     | 中国<br>(上海)           | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 中国語   |
| 浙江大学                     | 中国<br>(杭州)           | 全学          | 3名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 中国語   |
| 国際関係学院                   | 中国<br>(北京)           | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 中国語   |
| 静宜大学                     | 台湾                   | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 9/2月 | 中国語   |
| 忠北大学校                    | 韓国<br>(清州)           | 全学          | 4名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 韓国語・英語  |
| 仁済大学校                    | 韓国<br>(釜山)           | 全学          | 4名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 韓国語   |
| 国民大学校                    | 韓国<br>(ソウル)          | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 3/9月 | 韓国語・英語  |
| デ・ラ・サール大学                | フィリピン                | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 5/9月 | 英語  |
| ハノイ社会人<br>文科大学           | ベトナム                 | 全学          | 3名  | 不徴収                  | なし  | 9月   | ベトナム語   |
| トゥラキットバンディット<br>大        | タイ                   | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 8/1月 | TOEFL-ITP: 450点<br>(-CBT :133点) *3                |
| インドネシア教育大学               | インドネシア<br>(バンドン)     | 全学          | 2名  | 不徴収                  |     | 9月   | インドネシア語・英語  |
| ボゴール農科大学                 | インドネシア<br>(ボゴール)     | 全学          | 2名  | 不徴収                  |     | 2/9月 | インドネシア語・英語  |
| ガジャ・マダ大学                 | インドネシア<br>(ジョグジャカルタ) | 全学          | 2名  | 不徴収                  |     | 2/9月 | インドネシア語・英語  |
| ウダヤナ大学                   | インドネシア<br>(バリ島)      | 全学          | 2名  | 不徴収                  | あり  | 2/9月 | インドネシア語・英語  |

\*1: 満たない者は ELIへ(アプス/トプスあり)

\*2: TOEFL-ITP550点(-IBT80点)未達の者は IEOPへ

\*3: 満たない者は IAEへ

\*4: ELIは有料(1 Semester 約55万円)



## 6. 諸 規 則

- 茨城大学学則（抄）
- 茨城大学大学院学則（抄）
- 厚生補導関係規則は茨城大学のホームページ  
(<http://www.ibaraki.ac.jp>)に掲載していますので、参照  
してください。  
諸規則は、予告なく改正される場合があります。

本学トップページ → 在学生の方へ → 学生生活 →  
→ 厚生補導関係規則

茨城大学学則（抄）

（昭和42年9月21日制定）

改正 平成22年5月21日制定第76号

平成25年3月5日制定8号

第1章 総則

第1節 目的及び点検・評価

（目的）

第1条 茨城大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、有為な人材を育成するとともに、併せて地域社会の文化の向上及び産業の発展に寄与することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。（教育研究活動の状況の公表）

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、本学における教育研究活動の状況を公表するものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第4条 本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2節 構成

（学部及び学科）

第5条 本学に次の学部を置き、それぞれ次の学科又は課程を置く。

人文学部 人文コミュニケーション学科

社会科学科

教育学部 学校教育教員養成課程

養護教諭養成課程

情報文化課程

人間環境教育課程

理学部 理学科

工学部 機械工学科

生体分子機能工学科

マテリアル工学科

電気電子工学科

メディア通信工学科  
 情報工学科  
 都市システム工学科  
 知能システム工学科  
 農学部 生物生産科学科  
 資源生物科学科  
 地域環境科学科

2 前項の工学部に学生の教育上の区分として、主として昼間に授業を行うコース（以下「Aコース」という。）及び主として夜間に授業を行うコース（以下「Bコース」という。）を置く。

3 入学定員及び収容定員等は、次の表のとおりとする。

| 学部             | 学科又は課程         | 入学定員  | 第3年次<br>編入学定員 | 収容定員  |    |
|----------------|----------------|-------|---------------|-------|----|
| 人文学部           | 人文コミュニケーション学科  | 170   |               | 680   |    |
|                | 社会科学科          | 225   |               | 900   |    |
|                | 計              | 395   |               | 1,580 |    |
| 教育学部           | 学校教育教員養成課程     | 215   |               | 860   |    |
|                | 養護教諭養成課程       | 35    |               | 140   |    |
|                | 情報文化課程         | 60    |               | 240   |    |
|                | 人間環境教育課程       | 40    |               | 160   |    |
|                | 計              | 350   |               | 1,400 |    |
| 理学部            | 理学科            | 205   | 10            | 820   | 20 |
|                | 計              | 205   | 10            | 840   |    |
| 工学部            | 機械工学科 Aコース     | 85    | 45            | 340   | 90 |
|                | 生体分子機能工学科 Aコース | 60    |               | 240   |    |
|                | マテリアル工学科 Aコース  | 35    |               | 140   |    |
|                | 電気電子工学科 Aコース   | 75    |               | 300   |    |
|                | メディア通信工学科 Aコース | 45    |               | 180   |    |
|                | 情報工学科 Aコース     | 65    |               | 260   |    |
|                | 都市システム工学科 Aコース | 50    |               | 200   |    |
|                | 知能システム工学科 Aコース | 50    |               | 200   |    |
|                | 知能システム工学科 Bコース | 40    | 160           |       |    |
| 計 Aコース<br>Bコース | 465<br>40      | 45    | 2,110         |       |    |
| 農学部            | 生物生産科学科        | 45    | 10            | 180   | 20 |
|                | 資源生物科学科        | 35    |               | 140   |    |
|                | 地域環境科学科        | 35    |               | 140   |    |
|                | 計              | 115   | 10            | 480   |    |
| 合 計            |                | 1,570 | 65            | 6,410 |    |

4 各学部に関する規則は、学長の承認を受けて当該学部が別に定める。

（教育研究上の目的の公表等）

第6条 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を前条第4項に規定する規則に定め、公表するものとする。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

（修業年限）

第7条 修業年限は、4年とする。

2 大学入学資格を有する科目等履修生（大学の学生以外の者に限る。）として本学において一定の単位を修得した者が、本学に入学した場合において、入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該教授会が必要と認める事項を勘案して本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、相当期間を修業年限の2分の1の範囲内で修業年限に通算することができる。

（在学期間）

第8条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。

（学年）

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第10条 学年を分けて次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

（授業を行わない日）

第11条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日 ただし、教育研究上必要がある場合は休業日としないことができる。

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日 5月31日

(5) 春季休業 2月24日から3月31日まで

(6) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(7) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に規定するもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第2節 入学、退学、転学、留学及び休学

（入学の時期）

第12条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、転入学、編入学及び再入学の場合はこの限りでない。

2 前項本文の規定にかかわらず、学年の途中においても学期の区分に従い、学生

を入学させることができる。

（入学資格）

第13条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者（昭和56年文部省告示第153号）
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（平成3年文部省告示第114号）
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（平成17年文部科学省告示第167号）
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学志願）

第14条 入学を志願する者は、所定の書類に国立大学法人茨城大学における学生納付金その他の費用に関する規則（平成16年規則第7号。以下「費用規則」という。）に定める検定料を納入のうえ指定の期日までに提出しなければならない。

2 既納の検定料は、返還しない。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により、検定料を納入した者に、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階選抜」という。）を行った場合の検定料は、第1段階選抜で不合格となった場合には、当該検定料を納入した者の申出により、費用規則第2条第2項の表の左欄に掲げる学部の区分に応じ、第2段階選抜に係る額に相当する額を返還する。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により、検定料を納入した者が、個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験及び日本留学試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合には、当該検定料を納入した者の申出により、費用規則第2条第2項の表の左欄に掲げる学部の区分に応じ、第2段階選抜に係る額に相当する額を返還する。

（入学者の選考）

第15条 学長は、入学志願者について選考のうえ当該学部教授会の議を経て入学を許可する予定者（以下「入学予定者」という。）を定める。

2 入学者選考に関する規則は、別に定める。

（入学の手続）

第16条 入学予定者は、所定の書類に費用規則の定めるところによる入学料を納入のうえ指定の期日までに提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別な理由により、入学料の納入が著しく困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除又は徴収猶予することができる。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除若しくは徴収猶予の許可又は不許可が決定するまでの間、第1項の規定にかかわらず、入学料の徴収を猶予する。

4 第2項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可された者は、納入すべき入学料を指定の期日までに納入しなければならない。

5 既納の入学料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

（入学の許可）

第17条 学長は、前条第1項及び同条第2項に規定する所定の入学手続きを完了した入学予定者について、入学を許可する。

（準用規定）

第18条 前4条の規定は、転学、編入学及び再入学の場合に準用する。

（転学及び編入学）

第19条 学長は、他の大学又は外国の大学（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第162条に定める教育施設の当該課程を含む。）に在学する者（大学入学資格を有する者に限る。）で当該大学の学長の承認を受けて本学の同種の学部に転学を志願する者について、当該学部教授会の議を経て、第2年次以上の相当年次に転学を許可することがある。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、当該学部教授会の議を経て、第2年次以上の相当年次に編入学を許可することがある。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たしたものに限る。）を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）

(3) 大学を卒業した者又は学校教育法第104条第4項の規定に基づき大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(4) 修業年限4年の大学に1年以上在学した者

(5) 外国の大学又は短期大学を卒業した者

(6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第162条に定める教育施設の当該課程を修了した者（大学入学資格を有する者に限る。）

(7) 学校教育法施行規則附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了又は卒業した者

(8) 教育学部又は学芸学部の2年課程を修了した者

(9) 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者

3 第5条第3項の第3年次編入学定員により、理学部、工学部及び農学部の各学科に編入学できる者は、前項第1号から第3号及び第5号から第8号に規定する者のほか、大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者とする。

4 前3項の規定により転学又は編入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算等については、当該学部教授会において定める。

(再入学)

第20条 本学を退学した者又は除籍された者が、退学又は除籍後2年以内に同一の学部、学科又は課程に再入学を願い出たときは、当該学部教授会の議を経て、相当年次にこれを許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、第22条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

(退学)

第21条 疾病その他やむを得ない事情により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 所定の在学期間を超えた者

(2) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められた者

(3) 授業料の納入を怠り、督促及び催告してもなお納入しない者

(4) 第16条第4項に規定する入学金を納入しない者

(5) 死亡又は行方不明の者

(転学)

第23条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(転学部及び転学科等)

第24条 本学の学生で他の学部又は学科等に転学部又は転学科等を志願する者があるときは選考のうえ許可することがある。

2 前項の規定により転学部又は転学科等を志願する者は、現に在学する学部長の許可を得なければならない。

3 転学部又は転学科等に関する規則は、別に定める。

(留学)

第25条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する在学期間に算入する。

3 第1項に規定する留学については、第38条の規定を準用する。

(休学)

第26条 疾病その他の理由により2月以上修学できない者は、学長の許可を得て休



学することができる。

- 2 疾病その他の理由により休学することが適当でないと認める者に対しては、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学手続きについては、別に定める。

（復学）

第27条 休学期間内であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 前条第2項の規定により休学を命ぜられた者で、その理由が消滅したと認めるときは復学を命ずる。

（休学期間）

第28条 休学は引続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、更に1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、在学年数に算入しない。

### 第3節 教育課程及び履修方法

（教育課程の編成方針）

第29条 教育課程は、各学部がその学部及び学科又は課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

- 2 各学部は、教育課程の編成に当たって学科又は課程の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（各学部の教育課程）

第30条 各学部は、前条の編成方針に基づき、教養教育と専門教育との有機的な連携を図り、教養科目と専門科目とを一体化させた4年一貫の教育課程を編成し、実施するものとする。

- 2 教養教育の実施に関し必要な事項並びに教養科目に係る授業科目、単位及び履修の方法は、別に定める。

（授業の方法）

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項に規定する授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項に規定する授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないもの

とする。

（成績評価基準等の明示等）

第31条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（単位の計算方法）

第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学長の承認を受けて、各学部において別に定める時間の授業をもって1単位とする。

（3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、各学部が別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、学長の承認を受けて、各学部において単位数を定めることができる。

（1年間の授業期間）

第33条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（単位の授与）

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第32条第2項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

（履修科目の登録の上限）

第35条 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 各学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（授業科目の成績）

第36条 授業科目を履修した者に対しては、原則として、別に定めるところにより、

学期末に試験を行う。

- 2 履修した授業科目の成績評価は、前項に規定する試験のほか研究報告、随時行う試験、授業中の口頭質問、出席及び学修の状況等を総合して判定する。
- 3 授業科目の成績評価は、100点をもって満点とし、A+（90点以上）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びD（60点未満）の評語で表し、A+、A、B及びCを合格とする。
- 4 その他成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

（他学部の授業科目の履修）

第37条 他学部の学科、課程中の授業科目を履修しようとする者は、当該学部規則の定めるところにより、所定の手続きを経て履修することができる。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修）

第38条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本学の卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 前2項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、他の大学又は短期大学で授業科目を履修する学生に関する規則は、別に定める。

（大学以外の教育施設等における学修）

第39条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修（平成3年文部省告示第68号）を、本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、大学以外の教育施設等における学修に関する規則は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第40条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第1項に規

定する学修を、本学入学後の本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数については、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについて、第38条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関する規則は、別に定める。

#### 第4節 卒業及び学士の学位並びに教員免許状

##### （卒業）

第41条 第7条に規定する年限以上在学し、当該学部規則に定める基準に合格した者には、教授会の議を経て、卒業を認定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本学に3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が卒業の要件として当該学部規則に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。

##### （学士の学位）

第42条 学長は、前条の規定により卒業の認定を受けた者に対し、学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位には、学部及び学科又は課程の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

|      |                      |      |
|------|----------------------|------|
| 人文学部 | 人文コミュニケーション学科        | 人文科学 |
|      | 社会科学科                | 社会科学 |
| 教育学部 | 学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程 | 教育学  |
|      | 情報文化課程及び人間環境教育課程     | 教養   |
| 理学部  |                      | 理学   |
| 工学部  |                      | 工学   |
| 農学部  |                      | 農学   |

- 3 前2項に定めるもののほか、学士の学位については、本学学位規則の定めるところによる。

##### （教員免許状）

第43条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学の学部の学科又は課程において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関する規則は、別に定める。

#### 第5節 授業料

##### （授業料の額及び徴収方法）

第44条 授業料は、費用規則の定めるところによる額とし、毎年前期（4月1日から9月30日まで）及び後期（10月1日から翌年3月31日まで）の2期に分け、前期にあつては、4月、後期にあつては、10月に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

4 既納の授業料は、返還しない。

5 第2項及び第3項の規定により、後期に係る授業料を納入した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合には、前項の規定にかかわらず、当該授業料相当額を返還する。

6 第3項の規定により、入学を許可するときに授業料を納入した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第4項の規定にかかわらず、当該授業料を納入した者の申出により当該授業料相当額を返還する。

（授業料の徴収猶予）

第45条 特別の理由のある者については、別に定めるところにより、授業料の月割分納又は徴収猶予をすることができる。

（授業料の免除）

第46条 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、又は特別の理由により授業料の納入が著しく困難であると認められる者については、別に定めるところにより各期ごとに授業料を免除することができる。

第47条 次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれの額の授業料を免除することができる。

- (1) 死亡又は行方不明により除籍した場合、未納の授業料の全額
- (2) 授業料の未納により除籍した場合、未納の授業料の全額
- (3) 授業料の徴収猶予を許可している者に対し退学を許可した場合、月割計算により退学の翌月以降に納入すべき授業料の全額

第48条 休学を許可され、又は命ぜられた者に対しては、月割計算により休学当月の翌月（休学の開始が月の当初にある場合は休学当月）から復学当月の前月までの授業料の全額を免除する。

2 授業料の免除及び徴収猶予に関する規則は、別に定める。

#### 第6節 賞罰

（表彰）

第49条 学生で学術、技芸その他において特に卓越した業績をあげた者があるときは、これを表彰する。

2 表彰に関する規則は、別に定める。

（懲戒）

第50条 学生で、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした

者に対しては、当該学部長の申出に基づき、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 品行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は、在学期間及び修業年限に算入する。ただし、通算3月を超える場合は、修業年限に算入しない。

第7節 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生  
(科目等履修生)

第51条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1年以内を在学期間とし、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第35条の規定を準用し、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第52条 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(委託生)

第53条 官公庁又は団体等から、その所属職員で本学において特定の研究指導を受けようとする者につき委託の願い出があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、3月以上を在学期間とし、選考の上、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第54条 本学において、特定の専門事項を研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1年以内を在学期間とし、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で本学に入学、再入学、転入学又は編入学を志願する者があるときは、外国人留学生として別に定めるところにより入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

(検定料等)

第56条 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生の検定料、入学料及び授業料は、費用規則に定めるところによる。

（諸規則の準用）

第57条 科目等履修生、特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生に対しては、別段の定めのあるものを除くほか、本学の学生に関する規則を準用する。

（公開講座）

第58条 本学は、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

第8節 学生寮及び福利厚生施設

（学生寮）

第59条 本学に、学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

（寄宿料）

第60条 寄宿料は、費用規則に定める額とし、毎月その月分を納入しなければならない。ただし、休業期間中の分はその休業開始前に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、当該年度内の寄宿料を納入することができる。

3 既納の寄宿料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

（寄宿料の免除）

第61条 罹災等特別の事情がある者に対しては、別に定めるところにより寄宿料を免除することができる。

（福利厚生施設）

第62条 本学に、福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関する規則は、別に定める。

附 則（平成25年3月5日制定第8号）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第36条第3項の規定は、平成25年度第1学年入学者から適用し、平成24年度以前の入学者及び当該入学者と同学年に転入学、編入学及び再入学する者については、なお従前の例による。

茨城大学大学院学則（抄）

（昭和43年5月1日制定）

改正 平成22年4月1日制定第38号

平成24年3月26日制定第36号

平成24年5月17日制定第45号

第1章 目的及び点検・評価

（目的）

第1条 茨城大学大学院（以下「大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめてひろく文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、国立大学法人茨城大学の役員及び職員以外の者による検証を行うものとする。

3 第1項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

（教育研究活動の状況の公表）

第3条 大学院は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、大学院における教育研究活動の状況を公表するものとする。

第2章 組織

（研究科）

第4条 大学院に次の研究科を置く。

人文科学研究科

教育学研究科

理工学研究科

農学研究科

（課程）

第5条 人文科学研究科、教育学研究科及び農学研究科に修士課程を置き、理工学研究科に博士課程を置く。ただし、理工学研究科の博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。



（教育研究上の目的の公表等）

第5条の2 研究科は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則に定め、公表するものとする。

（専攻）

第6条 研究科に次の専攻を置く。

人文科学研究科

文化科学専攻  
地域政策専攻

教育学研究科

学校教育専攻  
障害児教育専攻  
教科教育専攻  
養護教育専攻  
学校臨床心理専攻

理工学研究科

博士前期課程

理学専攻  
機械工学専攻  
物質工学専攻  
電気電子工学専攻  
メディア通信工学専攻  
情報工学専攻  
都市システム工学専攻  
知能システム工学専攻  
応用粒子線科学専攻

博士後期課程

物質科学専攻  
生産科学専攻  
情報・システム科学専攻  
宇宙地球システム科学専攻  
環境機能科学専攻  
応用粒子線科学専攻

農学研究科

生物生産科学専攻  
資源生物科学専攻  
地域環境科学専攻

（入学定員及び収容定員）

第7条 研究科の専攻別入学定員及び収容定員は、次の表のとおりとする。

| 研究科     | 課程   | 専攻     | 入学定員 | 収容定員 |
|---------|------|--------|------|------|
| 人文科学研究科 | 修士課程 | 文化科学専攻 | 13   | 26   |
|         |      | 地域政策専攻 | 12   | 24   |
|         |      | 計      | 25   | 50   |

|           |        |              |     |     |
|-----------|--------|--------------|-----|-----|
| 教育学研究科    | 修士課程   | 学校教育専攻       | 5   | 10  |
|           |        | 障害児教育専攻      | 3   | 6   |
|           |        | 教科教育専攻       | 32  | 64  |
|           |        | 養護教育専攻       | 3   | 6   |
|           |        | 学校臨床心理専攻     | 9   | 18  |
|           | 計      | 52           | 104 |     |
| 理工学研究科    | 博士前期課程 | 理学専攻         | 90  | 180 |
|           |        | 機械工学専攻       | 33  | 66  |
|           |        | 物質工学専攻       | 32  | 64  |
|           |        | 電気電子工学専攻     | 25  | 50  |
|           |        | メディア通信工学専攻   | 21  | 42  |
|           |        | 情報工学専攻       | 23  | 46  |
|           |        | 都市システム工学専攻   | 22  | 44  |
|           |        | 知能システム工学専攻   | 30  | 60  |
|           |        | 応用粒子線科学専攻    | 25  | 50  |
|           | 計      | 301          | 602 |     |
|           | 博士後期課程 | 物質科学専攻       | 5   | 15  |
|           |        | 生産科学専攻       | 7   | 21  |
|           |        | 情報・システム科学専攻  | 7   | 21  |
|           |        | 宇宙地球システム科学専攻 | 5   | 15  |
| 環境機能科学専攻  |        | 5            | 15  |     |
| 応用粒子線科学専攻 |        | 9            | 27  |     |
|           | 計      | 38           | 114 |     |
| 農学研究科     | 修士課程   | 生物生産科学専攻     | 13  | 26  |
|           |        | 資源生物科学専攻     | 17  | 34  |
|           |        | 地域環境科学専攻     | 13  | 26  |
|           |        | 計            | 43  | 86  |
| 合計        |        |              | 459 | 956 |

（講座）

第8条 第6条に規定する専攻のうち、教育学研究科学校臨床心理専攻及び理工学研究科のうち博士後期課程に置かれる専攻に講座を置く。

2 講座に関する規則は、別に定める。

（東京農工大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施）

第9条 東京農工大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、茨城大学（以下「本学」という。）は、宇都宮大学及び東京農工大学とともに協力するものとする。

2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、宇都宮大学及び東京農工大学の農学部の教員とともに、本学農学部及び関連する全学共同利用施設の教員がこれを担当し、又は分担するものとする。

第3章 学年、学期及び授業を行わない日

（学年、学期及び授業を行わない日）

第10条 学年、学期及び授業を行わない日については、茨城大学学則（以下「本学

学則」という。)第9条、第10条及び第11条の規定を準用する。

#### 第4章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

3 学生が、職業を有している等の事情により、前2項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(在学期間)

第12条 学生は、修士課程及び博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えて在学することはできない。

2 前条第3項の規定により計画的な履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学期間は、前項に規定する在学期間に修士課程及び博士前期課程にあつては2年を加えた期間、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えて在学することはできない。

3 長期履修学生に関する規則は、別に定める。

#### 第5章 教育課程

(教育課程)

第13条 研究科は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、幅広く豊かな学識と当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(授業及び研究指導)

第13条の2 研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 修士課程の授業科目は、広い視野を涵養するための共通科目を含むものとする。

(授業科目及び単位数)

第14条 研究科の専攻における授業科目及び単位数は、学長の承認を受けて、各研究科において別に定める。

2 単位の計算方法については、本学学則第32条第1項各号の規定を準用して、各研究科が別に定める。

(授業の方法)

第14条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項に規定する授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させること

ができる。

3 第1項に規定する授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項に規定する授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（履修方法）

第15条 学生は、在学期間中にそれぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、修士課程及び博士前期課程にあつては30単位以上、博士後期課程にあつては12単位以上を修得しなければならない。

2 前項の履修方法については、研究科規則の定めるところによる。

（教育方法の特例）

第16条 大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第16条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第16条の3 研究科は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（他の研究科における授業科目の履修）

第17条 教育上有益と認めるときは、学生に大学院の他の研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の他の研究科における授業科目の履修については、各研究科において別に定める。

（他の大学院における授業科目の履修）

第17条の2 他の大学院における授業科目の履修については、本学学則第38条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「60単位」とあるのは修士課程及び博士前期課程にあつては「10単位」と、博士後期課程にあつては「4単位」と、同条第3項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」

と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えることができない。

2 前項の研究指導の実施に関する規則は、別に定める。

（入学前の既修得単位の認定）

第19条 学生が大学院に入学する前に本学又は他の大学院において修得した単位の認定については、本学学則第40条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位は、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程にあつては10単位、博士後期課程にあつては4単位を超えないものとする。

（単位の認定）

第20条 単位修得の認定は、試験又は研究報告による。

2 試験又は研究報告の成績により合格した者には、所定の単位を与える。

3 試験及び成績の評価については、研究科規則の定めるところによる。

#### 第6章 学位の授与及び課程修了要件等

（学位及び専攻分野の名称）

第21条 大学院の課程を修了した者には、茨城大学学位規則（以下「学位規則」という。）の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

2 前項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

人文科学研究科 修士（学術）

教育学研究科 修士（教育学）

理工学研究科 修士（理学）、修士（工学）

博士（理学）、博士（学術）、博士（工学）

農学研究科 修士（農学）

（修士課程及び博士前期課程の修了要件）

第22条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の前期及び後期の課程を通じて行う一貫した人材養成の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査並びに最終試験に合格することに代えて、大学院設置基準（昭

和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に合格することとすることができる。

3 修士課程及び博士前期課程修了の認定は、当該研究科委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（博士後期課程の修了要件）

第23条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査並びに最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）における在学期間（当該課程に2年以上在学し修了した者にあつては2年、当該課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間）を含め、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 第29条第2項第3号から第7号までの規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、前項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程修了の認定は、委員会が行う。

（学位論文提出による学位の授与）

第24条 大学院に在学しない者で学位論文を提出して博士の学位の授与を申請する者があるときは、学位規則の定めるところによりこれを受理する。

2 前項の規定により学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、所定の学力を有することを確認された者には、学位規則の定めるところにより、博士の学位を授与する。

（学位論文等の取扱い）

第25条 第22条から前条までに規定する学位論文（第22条第2項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）の審査及び最終試験又は学力の確認については、学位規則の定めるところによる。

2 第12条に規定する在学期間中に第22条第1項又は第23条第1項に規定する単位を修得した者は、学位論文を提出することができる。

（単位修得認定書の交付）

第26条 在学期間中に所定の単位を修得し、学位論文の提出に至らなかった者から願ひ出があつたときは、単位修得認定書を交付することができる。

## 第7章 教員免許状

（教員免許状）

第27条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 研究科の専攻において取得できる教員の免許状の種類及び免許教科について

は、別に定める。

## 第8章 入学、退学、転学、留学及び休学

（入学の時期）

第28条 入学の時期は、本学学則第12条の規定を準用する。

（入学資格）

第29条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者（平成17年文部科学省告示第169号）
  - (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (8) 大学に3年以上在学し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (9) 外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
  - (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (11) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）を有する者
- (3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 外国の学校、第5号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示118号）
- (9) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの（入学志願）

第30条 入学を志願する者は、所定の書類に国立大学法人茨城大学における学生納付金その他費用に関する規則（平成16年規則第7号。以下「費用規則」という。）の定めるところによる検定料を納入のうえ指定の期日までに研究科に提出しなければならない。

2 既納の検定料は、返還しない。

（入学者の選考）

第31条 入学志願者について選考のうえ委員会の議を経て入学を許可する予定者（以下「入学予定者」という。）を定める。

2 入学者選考に関する規則は、別に定める。

（入学の手続）

第32条 入学予定者は、所定の書類に費用規則の定めるところによる入学料を納入のうえ指定の期日までに研究科に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず特別な理由により、入学料の納入が困難であると認められる者に対しては、別に定めるところにより、入学料を免除又は徴収猶予することができる。

3 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者については、免除若しくは徴収猶予の許可又は不許可が決定するまでの間、第1項の規定にかかわらず、入学料の徴収を猶予する。

4 第2項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除が許可された者は、納入すべき入学料を指定の期日までに納入しなければならない。



5 既納の入学料は、特別の事由がある場合を除き返還しない。

（入学の許可）

第33条 前条第1項に規定する入学手続を完了した入学予定者について入学を許可する。

（進学）

第34条 博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、研究科の定めるところにより、選考の上、研究科長が進学を許可する。

（転入学及び再入学）

第35条 学長は、他の大学院に在学する者で、当該大学の学長の承認を受けて本学の同種の研究科に転入学を志願する者について、当該研究科委員会の定めるところにより選考の上、転入学を許可することがある。

2 前項の規定は、外国の大学院に在学する者及び我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学する者が転入学を志願する場合に準用する。

3 第1項の規定により転入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、本学学則第19条第4項の規定を準用する。

4 第30条から第33条までの規定は、転入学の場合に準用する。

（再入学）

第35条の2 大学院を退学した者又は除籍された者が、退学又は除籍後2年以内に同一の専攻に再入学を願出たときは、当該研究科委員会の定めるところにより選考の上、再入学を許可することがある。ただし、第37条の規定により準用する本学学則第22条第1号の規定により除籍された者は、再入学を願い出ることができない。

2 前項本文の規定により再入学を許可した者の履修単位及び在学期間の通算については、別に定める。

3 第30条から第33条までの規定は、再入学の場合に準用する。

（転専攻）

第36条 当該研究科内において転専攻を志願する者があるときは、当該研究科委員会の議を経て、許可することがある。

（退学、除籍、転学、留学、休学及び復学）

第37条 退学、除籍、転学、留学、休学及び復学については、本学学則第21条、第22条、第23条、第25条、第26条、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、本学学則第25条第2項中「第8条」とあるのは「大学院学則第12条」と、同条第3項において準用する第38条第2項中「60単位」とあるのは「修士課程及び博士前期課程にあつては「10単位」と、博士後期課程にあつては「4単位」と、第28条第2項中「4年」とあるのは「修士課程及び博士前期課程にあつては「2年」と、博士後期課程にあつては「3年」とそれぞれ読み替え

るものとする。

（特別聴講学生、委託生、研究生及び外国人留学生）

第38条 大学院の特別聴講学生、委託生、研究生（次条に規定する博士特別研究生を除く。以下同じ。）及び外国人留学生については、本学学則第52条第1項（特別聴講学生）、第53条第1項（委託生）、第54条第1項（研究生）、第55条第1項（外国人留学生）及び第56条（検定料等）の規定を準用する。

2 委託生、研究生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

3 特別聴講学生に関する規則は、学長の承認を受けて、当該研究科において別に定める。

（博士特別研究生）

第38条の2 大学院の博士（後期）課程を修了した者（標準修業年限以上在学し、この学則の規定により教育を受けた上退学した者を除く。）で、引き続き、大学院において研究を継続しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1年を限度に博士特別研究生として入学を許可することがある。

2 博士特別研究生に関する規則は、別に定める。

（科目等履修生）

第39条 大学院の学生以外の者で、大学院が開設する授業科目のうち又は複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、1年以内を在学期間とし、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が履修した授業科目については、第20条の規定を準用し、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

（特別研究学生）

第40条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 特別研究学生に関する規則は、別に定める。

## 第9章 授業料

（授業料）

第41条 授業料の額は、費用規則の定めるところによる額とし、徴収方法、徴収猶予並びに免除については、本学学則第44条から第48条までの規定を準用する。

## 第10章 賞罰

（表彰及び懲戒）

第42条 表彰及び懲戒は、本学学則第49条及び第50条の規定を準用する。

## 第11章 雑則

（準用規定）

第43条 大学院学生については、この学則に定めるものを除くほか本学学則の学生に関する規定を準用する。

（読替）

第44条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「大学」を「大学院」に、「学部」を「研究科」に、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成24年5月17日制定第45号）

この学則は、平成24年5月17日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 7. 大学の位置及び配置図等

- (1) 茨城大学の所在地
- (2) 茨城大学の位置及び交通案内
- (3) 水戸地区配置図
- (4) 日立地区配置図
- (5) 阿見地区配置図
- (6) バリアフリーマップ
- (7) 水戸キャンパス案内マップ

## 7. 大学の位置及び配置図等

### (1) 茨城大学の所在地

#### 水戸地区

|                  |           |              |                |                   |
|------------------|-----------|--------------|----------------|-------------------|
| 人文学部             | }         | 〒310-8512    | 水戸市文京2-1-1     | (029) 228-8111(代) |
| 教育学部             |           |              |                |                   |
| 図書部              |           |              |                |                   |
| 事務局              |           |              |                |                   |
| 大学教育センター         |           |              |                |                   |
| 入学センター           |           |              |                |                   |
| 留学生センター          |           |              |                |                   |
| 学生就職支援センター       |           |              |                |                   |
| 保健管理センター         |           |              |                |                   |
| 機器分析センター         |           |              |                |                   |
| 生涯学習教育研究センター     |           |              |                |                   |
| 教育学部附属教育実践総合センター |           |              |                |                   |
| 地域総合研究所          |           |              |                |                   |
| 地球変動適応科学研究機関     |           |              |                |                   |
| 学生寮(水哉寮)         | 〒310-0056 | 水戸市文京1-7-12  | (029) 221-5904 |                   |
| 学生寮(みずき寮)        | 〒310-0056 | 水戸市文京1-7-12  | (029) 226-1631 |                   |
| 国際交流会館           | 〒310-0903 | 水戸市堀町977     | (029) 252-9851 |                   |
| 教育学部附属幼稚園        | 〒310-0011 | 水戸市三の丸2-6-8  | (029) 224-3708 |                   |
| 教育学部附属小学校        | 〒310-0011 | 水戸市三の丸2-6-8  | (029) 221-2043 |                   |
| 教育学部附属中学校        | 〒310-0056 | 水戸市文京1-3-32  | (029) 221-3379 |                   |
| 教育学部附属特別支援学校     | 〒312-0032 | ひたちなか市津田1955 | (029) 274-6711 |                   |

#### 日立地区

|                  |           |            |                |                |
|------------------|-----------|------------|----------------|----------------|
| 工学部              | }         | 〒316-8511  | 日立市中成沢町4-12-1  | (0294) 38-5004 |
| 図書館工学部分館         |           |            |                |                |
| 産学官連携イノベーション創成機構 |           |            |                |                |
| IT基盤センター         |           |            |                |                |
| 学生寮(吼洋寮)         | 〒316-0036 | 日立市鮎川町6-9  | (0294) 33-3636 |                |
| 国際交流会館           | 〒316-0036 | 日立市鮎川町6-10 |                |                |

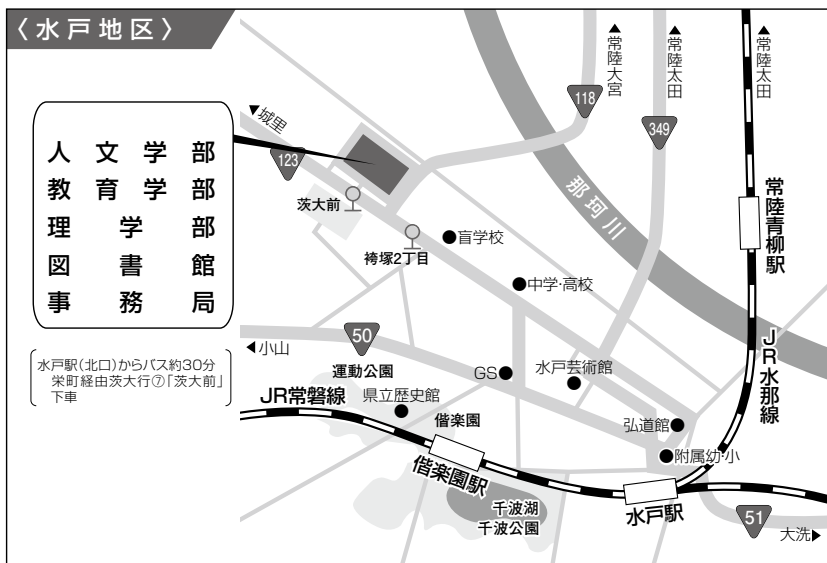
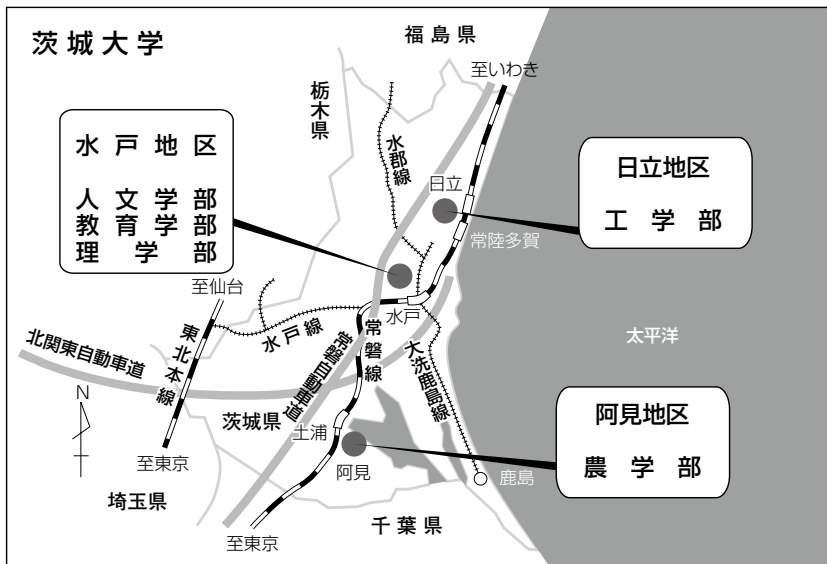
#### 阿見地区

|                    |           |                |                |                |
|--------------------|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 農学部                | }         | 〒300-0393      | 稲敷郡阿見町中央3-21-1 | (029) 887-1261 |
| 図書館農学部分館           |           |                |                |                |
| 遺伝子実験施設            |           |                |                |                |
| フィールドサイエンス教育研究センター |           |                |                |                |
| 学生寮(霞光寮)           | 〒300-0331 | 稲敷郡阿見町阿見4668-1 | (029) 888-8702 |                |
| 国際交流会館             | 〒300-0331 | 稲敷郡阿見町中央3-21-1 |                |                |
|                    | 〒300-0331 | 稲敷郡阿見町阿見3998   |                |                |

#### その他地区

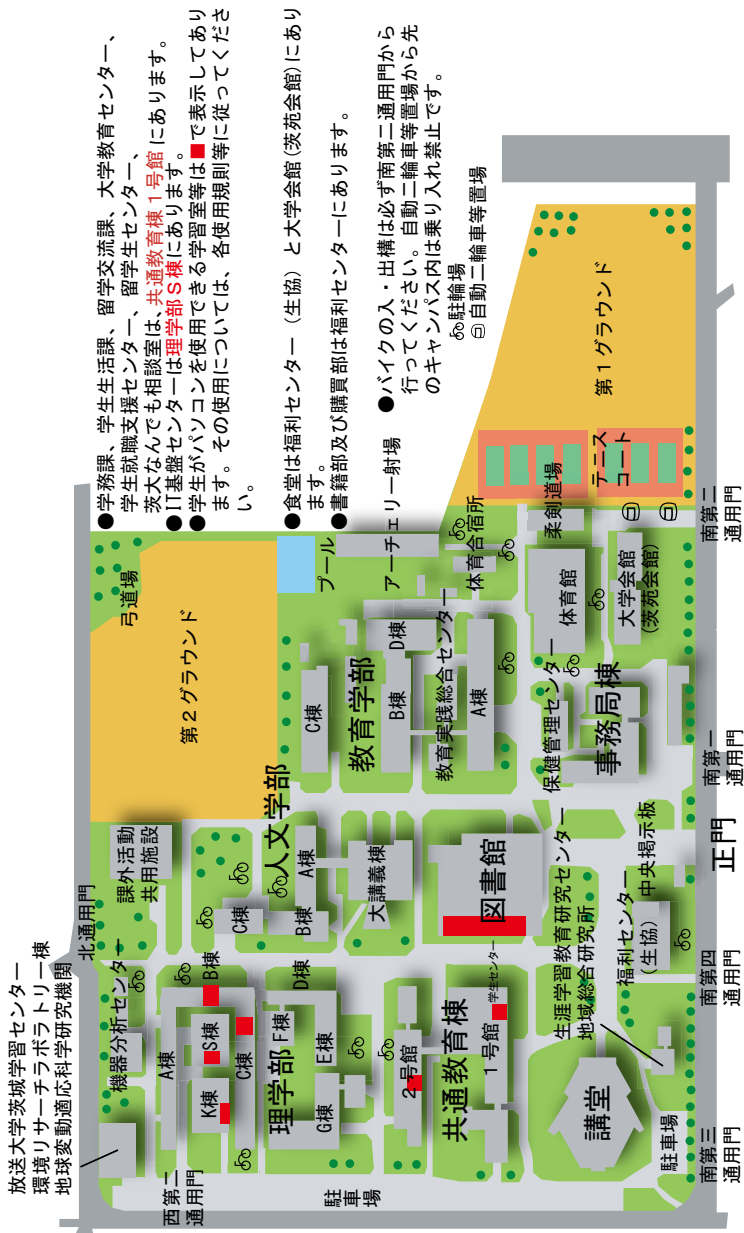
|                    |           |                  |                |
|--------------------|-----------|------------------|----------------|
| 広域水圏環境科学教育研究センター   | 〒311-2402 | 潮来市大生1375        | (0299) 66-6886 |
| フロンティア応用原子科学研究センター | 〒319-1106 | 那珂郡東海村白方162-1    | (029) 287-7871 |
| 五浦美術文化研究所          | 〒319-1703 | 北茨城市大津町五浦727-2   | (0293) 46-0766 |
| 大子合宿研修所            | 〒319-3555 | 久慈郡大子町下野宮5653-10 | (0295) 72-0402 |
| 宇宙科学教育研究センター       | 〒318-0022 | 高萩市石滝上台字627-1    | (0293) 24-9516 |

## (2) 茨城大学の位置及び交通案内



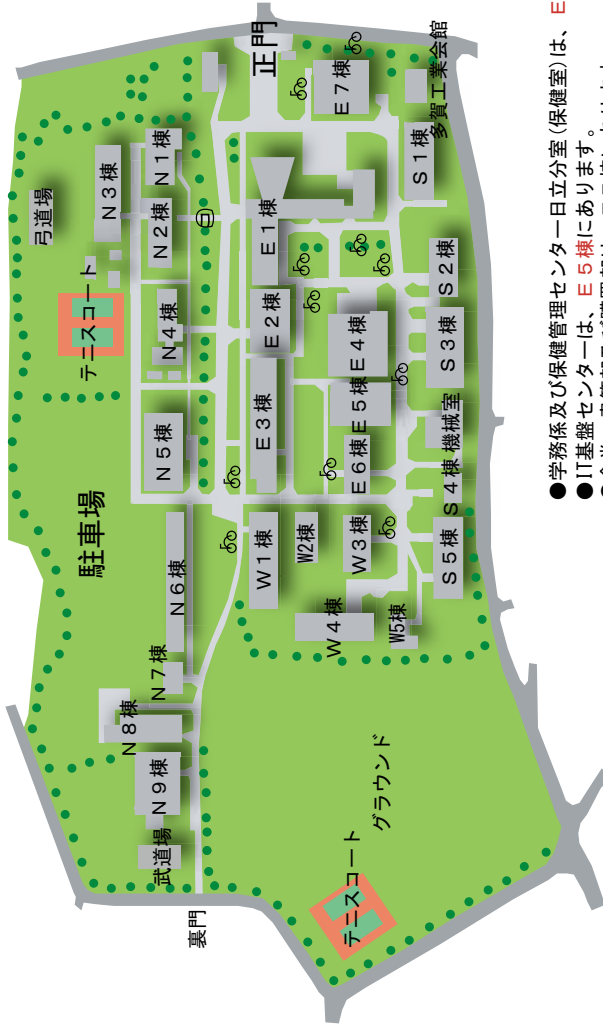


### (3) 水戸地区(人文学部、教育学部、理学部、図書館、事務局等)配置図





## (4) 日立地区(工学部)配置図



- 学務係及び保健管理センター一日立分室(保健室)は、E 1棟にあります。
- IT基盤センターは、E 5棟にあります。
- 食堂、書籍部及び購買部は、E 7棟にあります。
- 学生掲示板は、E 1棟内にあります。

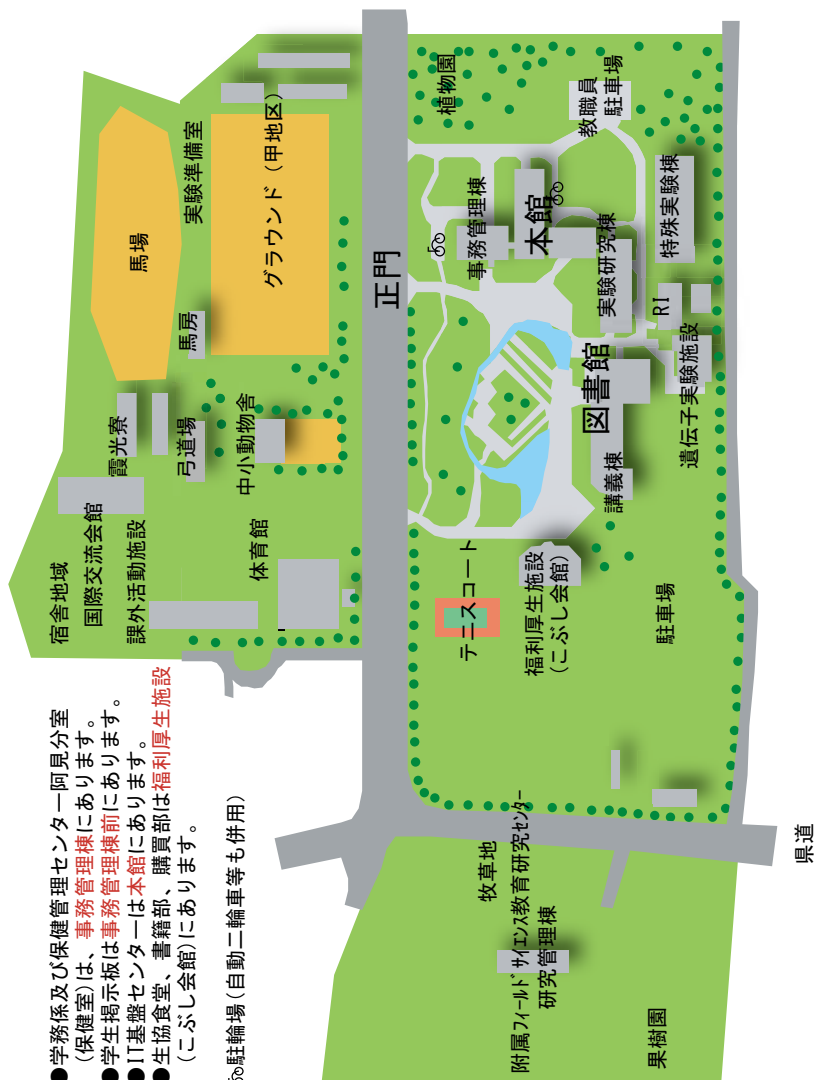
🚲 駐輪場

🚗 自動車等置場

## (5) 阿見地区(農学部)配置図

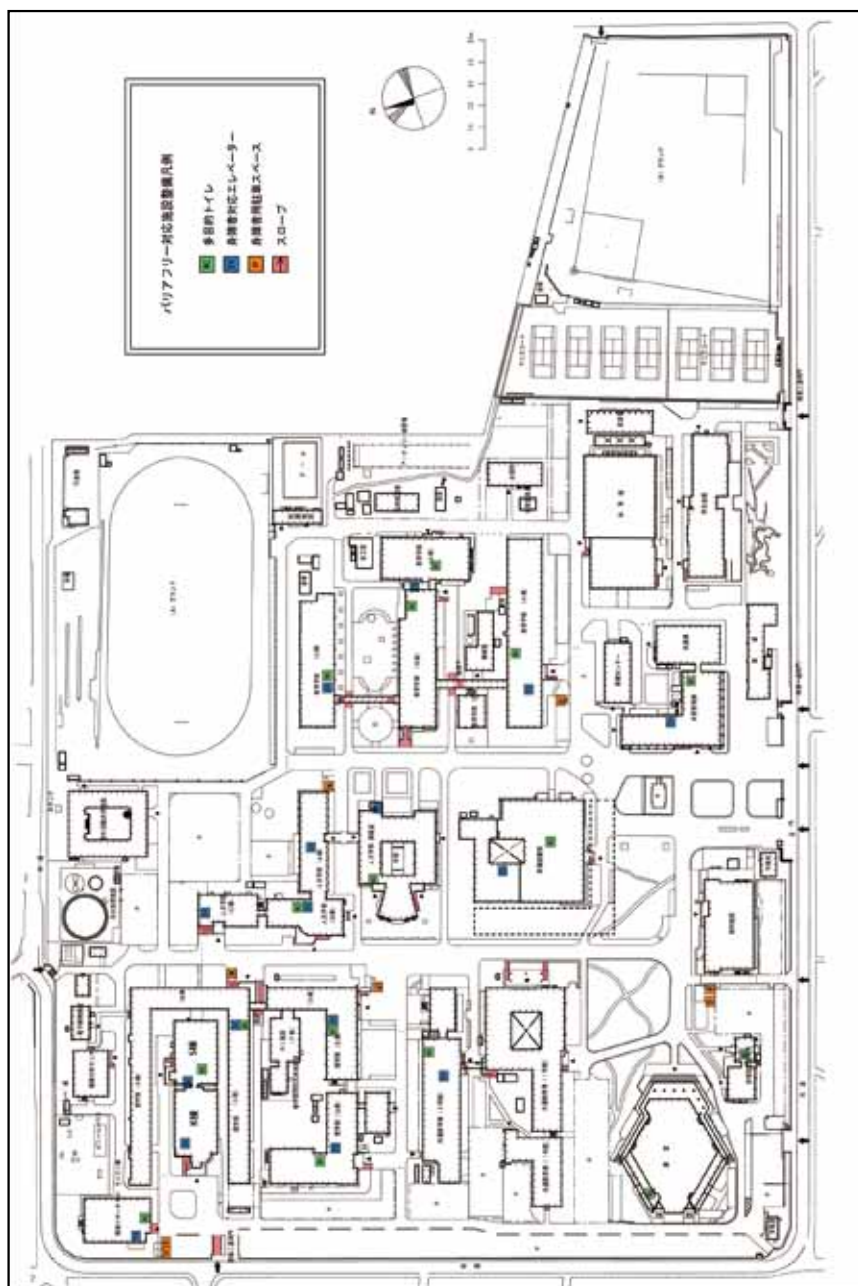
- 学務係及び保健管理センター阿見分室(保健室)は、事務管理棟にあります。
- 学生掲示板は、事務管理棟前にあります。
- IT基礎センターは、本館にあります。
- 生協食堂、書籍部、購買部は福利厚生施設(こぶし会館)にあります。

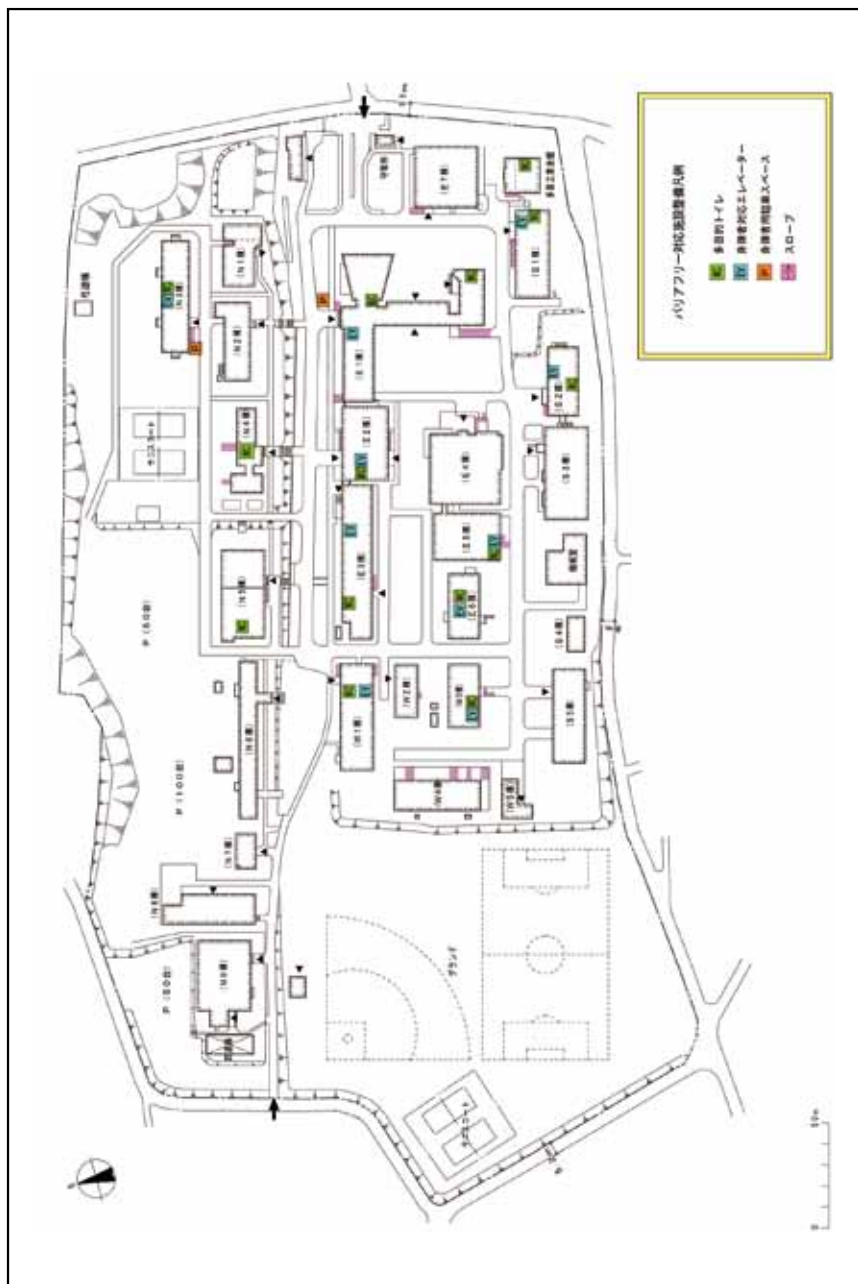
♻️駐輪場(自動二輪車等も併用)



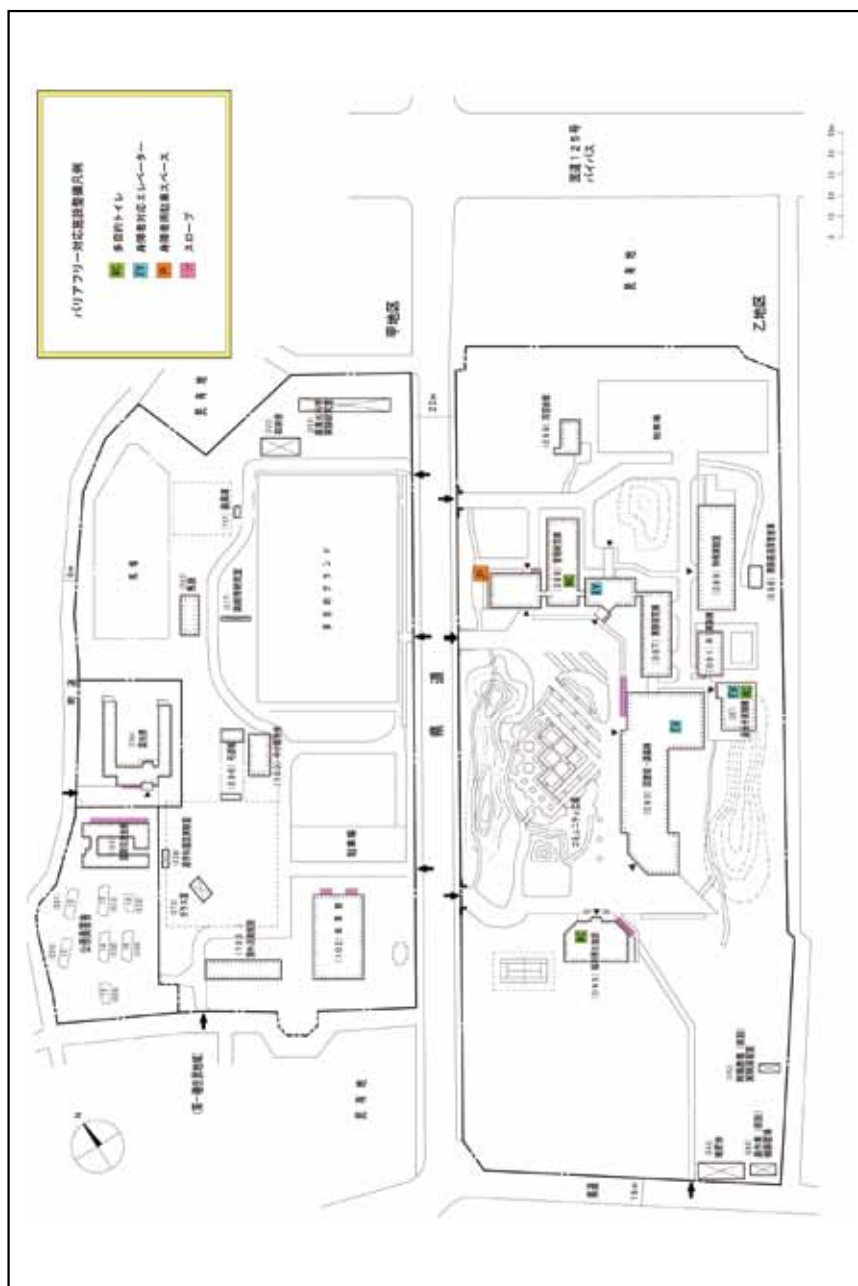
## (6) バリアフリーマップ

茨城大学 水戸キャンパス 【バリアフリーマップ】

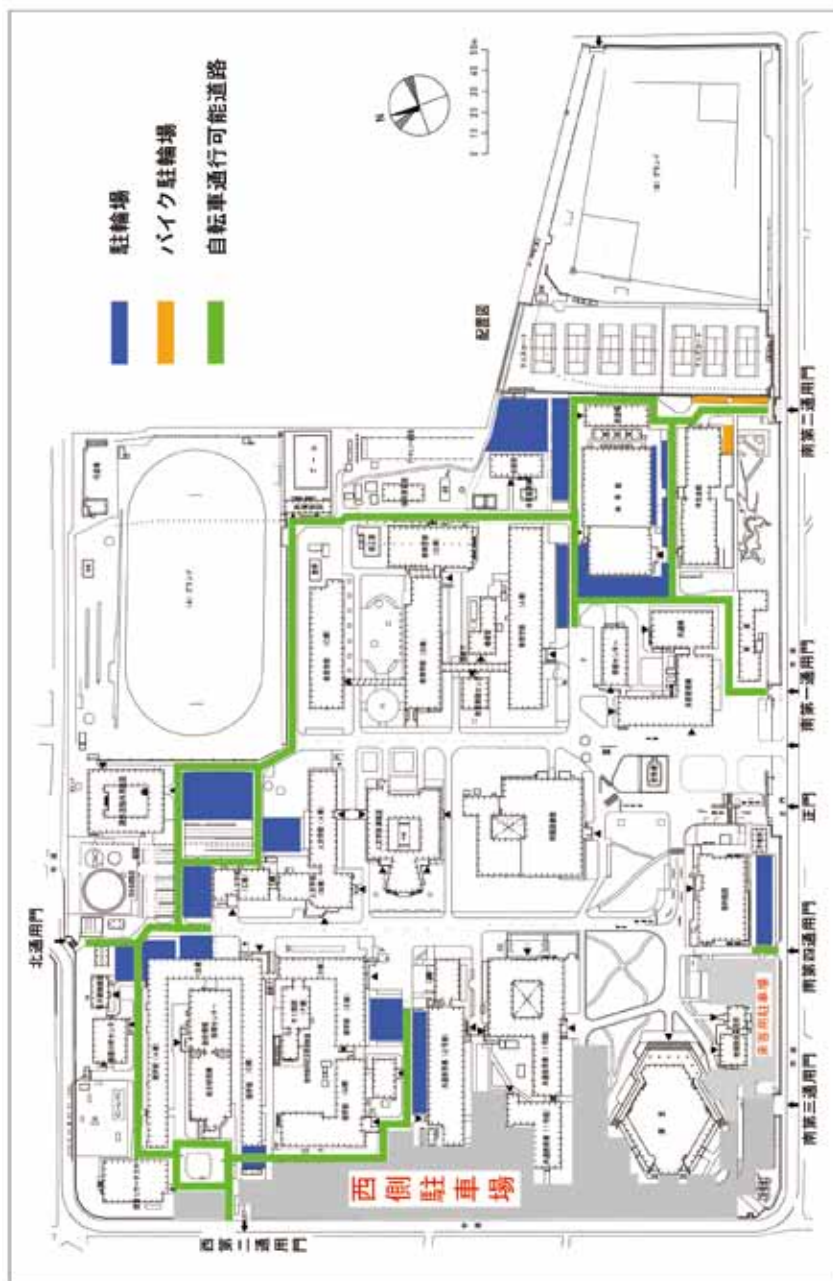




茨城大学 阿貝キャンパス【バリアフリーマップ】



## (7) 水戸キャンパス案内マップ



# 校 歌

# 茨城大学校歌

(昭和29年7月制定)

土岐善麿 作詞

平井康三郎 作曲

壮大到 (♩=116)

てんちにあまねき しんりをもとめて  
せいしゅん しほりに あいよるところ  
ひとしくきぼうのひとみをあぐれば --- やま  
ありうみありかわありのあり  
ふみゆくじゆうのみちひろし  
Coda  
いばらきだいがくわれらこそれりがくえん  
われらのためにより

天地にあまねき 真理を求めて

青春四方に 相寄るところ

ひとしく希望のひとみをあぐれば

山あり海あり 河あり野あり

踏みゆく自由の道ひろし

新たに正しき 社会に立つべく

伝統歴史の深きを誇れ

かさすや梅花の 薫もあふれて

健康友情 力と意気に

平和と文化の風清し

茨城大学われらこそれり

学園われらのためにあり



校章、ロゴ・マーク

## 【茨城大学校章】



## 【校章の由来】

茨城大学が発足した昭和24年、校章を制定することになり、そのデザインを広く学内に公募したところ相当数の応募があった。これらの作品を学内に掲示して人気投票をした結果、当時、教育学部教授の大道武男氏がデザインしたものが採用された。

これは野いばらの葉を図案化し、中に大学の文字を入れたものである。

## 【茨城大学ロゴ・マーク】



上記のロゴ・マークは、「校章」とは別に茨城大学の広報・宣伝活動のシンボルとして作成した「茨城大学ロゴ・マーク」である。

このマークの制作意図は、「茨城大学のイニシャル“I”の小文字をモチーフとし、できるかぎりシンプルな造形として、『学問の灯』を表現した。単純明快ながら大学らしさを出した。」ものである。

制作者 佐藤晃一氏（佐藤晃一デザイン室）

## われらの学園

発行年月日 平成 26年 4月 1日  
発行 茨城大学学務部  
編集 茨城大学中央学生委員会